

令和8年度第1回期間入札 国有財産の一般競争入札案内書

(令和8年 7月実施)

(令和8年10月実施【農地】)



財務省関東財務局

- ※ 入札参加にあたっては、本入札案内書及び「入札要領」をよくお読みになり、内容を承知のうえ参加してください。
- ※ 入札参加に必要な「入札関係書類（茶封筒）」は、関東財務局・各財務事務所・出張所等で配布しています。
（「入札案内書」の冊子は配布しておりません。）

期間入札のながれ

公示日 令和8年5月27日(水) 入札関係書類の配布開始

※ 入札関係書類の郵送による配布を希望される方は、未利用国有地入札補助業務受託者(株式会社 オオハ)にお問い合わせください。(TEL: 03-5931-5850)

- ・ 物件は、現状有姿(あるがままのすがた)の引渡しです。
- ・ 物件調書等により、必ず現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

【入札保証金の納付】

- ・ 所定の「振込依頼書」により最寄りの金融機関窓口から指定口座に振り込んでください。
- ・ 入札保証金は入札金額の5%以上(円未満切上げ)の金額となります。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

【入札関係書類の作成】

- ・ 必ず、入札関係書類(茶封筒)に同封されている様式、関東財務局のホームページに掲載している所定の様式を使用してください。

物件番号0001~0055

物件番号0056、0057(農地)

【入札(入札関係書類の提出)】

令和8年6月17日(水) 午前9時から
令和8年6月25日(木) 午後5時まで

- ・ 郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出してください。
- ・ 持参の場合の受付場所
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)
受付時間 午前9時~12時・午後1時~5時
(土・日曜日を除く)

※ 最終日 6月25日(木) 午後5時までに到達しない入札書は無効ですので、ご注意ください。

【入札(入札関係書類の提出)】

令和8年 9月28日(月) 午前9時から
令和8年 10月 6日(火) 午後5時まで

- ・ 「買受適格証明書」を必ず添付してください。
- ・ 郵送の場合、必ず簡易書留郵便により提出してください。
- ・ 持参の場合の受付場所
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)
受付時間 午前9時~12時・午後1時~5時
(土・日曜日を除く)

※ 最終日 10月6日(火) 午後5時までに到達しない入札書は無効ですので、ご注意ください。

【開札】

令和8年7月22日(水) 午前10時から
会場 さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

- ・ 開札は、概ね午前中に終了します。
- ・ 開札結果は、入札者全員に文書で通知します。
- ・ 電話による結果照会(開札日翌日の午前9時以降)では、落札者名等はお答えできません。

【開札】

令和8年 10月20日(火) 午前10時から
会場 さいたま新都心合同庁舎1号館 18階 大会議室

- ・ 開札は、概ね午前中に終了します。
- ・ 開札結果は、入札者全員に文書で通知します。
- ・ 電話による結果照会(開札日翌日の午前9時以降)では、落札者名等はお答えできません。

【売買契約の締結】

令和8年8月21日(金)まで

- ・ 契約締結までに、誓約書を提出のうえ契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。
- ・ 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は落札者の負担となります。

【農地法の許可申請】

落札決定後、すみやかに

【申請許可後 売買契約の締結】
令和9年1月20日(水)まで

- ・ 契約締結までに、誓約書を提出のうえ契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。
- ・ 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は落札者の負担となります。

【売買代金の支払い(2通りの方法)】

- ① 売買契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として納め、契約日を含めて20日以内に売買代金と契約保証金との差額を支払う方法
- ② 売買契約締結時に全額支払う方法(入札保証金との差額を用意していただきます。)

※ 物件番号0020、0032、0037、0039、0040は、他省庁が所管する財産であるため、支払方法は①のみとなります。

【所有権の移転】

- ・ 売買代金を全額納付したときに移転します。所有権移転登記の手続きは、国が行います。

○ 「入札関係書類」の配布について

入札関係書類は、
物件番号 0001～0055 は公示の日から**令和8年6月25日（木）**までの間、
物件番号 0056、0057（農地）は公示の日から**令和8年10月6日（火）**までの間、
下記の場所において配布します。（配布場所の所在は、巻末を参照してください。）
また、下記④については、郵送も承っております。
（郵送による配布を希望される方は、「株式会社 オオバ」（TEL:03-5931-5850）にご連絡ください。）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）② 関東財務局 東京・横浜・千葉・水戸・宇都宮・前橋・甲府・新潟・長野財務事務所③ 関東財務局 立川・横須賀・筑波出張所④ 関東財務局 未利用国有地入札補助業務受託者 株式会社 オオバ
※株式会社オオバでの対応は、令和8年6月25日までとなります。 |
|--|

○ 入札関係書類について

入札関係書類は、次のとおりです。

物件番号 0001～0055 の入札に参加される方は、下記書類が入札受付期間内（令和8年6月17日（水）から6月25日（木）午後5時00分まで（必着））に到達するように入札してください。

物件番号 0056、0057（農地）の入札に参加される方は、下記書類が入札受付期間内（令和8年9月28日（月）から10月6日（火）午後5時00分まで（必着））に到達するように入札してください。また、**農業委員会又は都道府県知事から交付を受けた「買受適格証明書」**の添付が必要となります。

<配布する入札関係書類（茶封筒）内の書類>

1. 入札関係書類提出用封筒（茶色、裏面にチェックリスト）
 2. 入札書提出用封筒（ピンク色、表面にチェックリスト）
 3. 入札書
 4. 入札保証金振込用紙（3枚複写）
振込依頼書（兼入金伝票）、保管金受入手続添付書、振込金（兼手数料）受取書
 5. 入札保証金提出書類（2枚複写）
入札保証金提出書、入札保証金振込証明書
 6. 役員一覧
 7. 国有財産の一般競争入札に関するアンケート
- ※ 茶封筒内の書類のうち「6. 役員一覧」は、関東財務局のホームページからダウンロードできます。
- ※ 提出部数は、入札物件1件につき1通となりますので、複数の物件に入札される場合は、追加でお取り寄せください。

<関東財務局のホームページからダウンロードする書類>

8. 委任状（代理による入札の場合に必要です。）
- ※ 委任者の印鑑証明書（開札の時点で、発行後3ヶ月以内のもの）も添付してください。
- ※ 代理人による入札は、委任状・印鑑証明書が必要ですが、入札書・入札保証金提出書類（2枚複写）に入札者本人の実印が押印できる場合は、必要ありません。
9. 共有者一覧表（3者以上の共有名義による入札の場合に必要です。）

入札物件のホームページ情報

1. 関東財務局ホームページ (https://lfb.mof.go.jp/kantou/) にアクセス



地域と歩み、希望ある社会を次世代へ ～関東財務局～

私たちは、財政、金融、国有財産などの業務を通じ、
一都九県における地域の声に耳を傾け、
自らの能力向上に努めながら、
地域の課題解決に貢献し、
希望ある社会を次世代に引き継いでいきます。

2. トップページ下段の**国有財産**をクリック



3. 遷移先のページで **国有地の購入を 検討されている方へ** をクリック

国有地の購入を検討されている方へ

売却情報を掲載しています。
旧里道・水路の境界確定及び売却についてもこちらを
ご覧ください。

国有地の購入を検討されている方へ

一般競争入札に係る物件情報

現在公示中の物件情報及び先着順ですぐに購入できる物件情報を掲載
一般競争入札の今後のスケジュールについては「一般競争入札

現在公示中の一般競争入札物件

- 入札結果は「一般競争入札（売却）」の開札結果及び契約状況
- すぐに購入できる物件
- 国有財産の売払いに係る媒介業務
- 一般競争入札の実施スケジュール

4. 遷移先のページの **現在公示中の一般競争入札物件** をクリック

5. 全地域の物件調書と役員一覧の様式をダウンロードできるページが表示されます。

▼右の二次元コードからも売却物件の詳細情報や物件の写真をご覧頂くことが
できます。



目 次

	ページ
○ 国有財産の一般競争入札案内	
1. はじめに	1
2. 入札物件	1
3. 入札参加者の資格	2
4. 入札にあたって付す条件	2
5. 入札受付期間・場所及び開札の日時・場所	3
6. 入札手続	4
7. 入札の無効	8
8. 落札者の決定方法	8
9. 入札保証金の返還	8
10. 契約の締結等	9
11. 売買代金の支払方法	11
12. 所有権の移転	11
13. 開札の結果、落札に至らなかった物件の売却予定	12
14. 契約内容等の公表	12
15. 個人情報の取扱い	13
16. 現地説明の日時及び場所	13
17. 契約不適合	14
18. 特約条項及び資料の閲覧	15
○ 入札要領	26
○ 予算決算及び会計令（抄）及び国有財産法（抄）	30
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）	30
○ 外国為替及び外国貿易法（抄）及び外国為替令（抄）	31
○ 農地法（抄）	32
○ 国有財産売買契約書（案）	33
○ 誓約書	39
○ 入札書類作成・記入方法	40
○ よくあるご質問（Q&A）	55
○ 入札物件一覧表	58
○ 地域別契約担当一覧	66
○ 財務事務所・出張所等の所在地	67
○ 国有財産物件情報メールマガジン配信サービス	70
○ 国有地の取得に関する架空話にご注意	71
○ 令和7年度第2回すぐに購入できる物件のご案内	72
○ 開札会場案内図	73

国有財産の一般競争入札案内

1. はじめに

(1) 入札の参加にあたっては、「入札要領」(26～29ページ)を承知のうえ参加してください。

(2) 物件は、現状有姿(あるがままのすがた)の引渡しです。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。

工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載していますが、現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、入札参加者は本案内書の物件調書等により、必ず現地及び法令に基づく諸条件についての調査確認を行ってください。

※ 現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮願います。

2. 入札物件

(1) 入札物件は、「入札物件一覧表」(58～65ページ)のとおりです。

※ 上記入札物件については、入札中止となる場合があります。その場合、入札参加に要した費用(調査費、入札保証金振込手数料等)の補償はできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 物件番号0056、0057は、市街化区域外に所在する登記地目が田・畑の農地入札です。

農地入札における落札者は、農地法第3条又は第5条の規定に基づき、それぞれ農業委員会又は都道府県知事の許可が必要です。

また、許可申請に関する手続きは、落札者に行っていただきます。

入札参加にあたっては、農業委員会又は都道府県知事の交付する「買受適格証明書」を提出していただく必要がありますので、物件の所在する市町村の農業委員会に事前にご照会ください。

なお、「買受適格証明書」の交付にあたっては、事務手続きに所定の期間を要しますので、入札受付期間に間に合うように申請手続きを行ってください。

(「買受適格証明書」の交付にあたっては、農業委員会又は都道府県知事が実施する適格審査があるため、交付を受けられない場合があります。)

※ 「買受適格証明書」の交付を受けた者と入札者は同一名義でなければなりません。

「買受適格証明書」の交付申請は、入札に参加しようとする者の名義で行ってください。(共有名義で入札に参加しようとする場合は、共有名義で交付申請を行ってください。)

① 農地法第3条(農地として利用する場合)の許可

農地として利用する目的で所有権を移転する場合、農業委員会の許可が必要です。

なお、農業委員会が許可するにあたっては、農作業に常時従事していること等の審査基準がありますので、詳細は各農業委員会にご確認ください。

② 農地法第5条（農地以外の用途に転用する場合）の許可

農地以外の用途に転用する目的で所有権を移転する場合、都道府県知事の許可が必要です。

なお、都道府県知事が許可するにあたっては、物件の立地基準等の審査基準がありますので、詳細は各農業委員会にご確認ください。

都市計画法の開発行為を伴う場合は、開発許可が必要となりますので、物件の所在する市町村の担当部署へ事前にご確認ください。

落札後、契約締結期限までに農地法第3条又は第5条に基づく許可が得られないために売買契約を締結できない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。入札の参加にあたっては、農地法に定める所有権移転の許可に係る申請の受付日時等をあらかじめ該当する農業委員会にご確認ください。

(3) 現地説明を実施する物件は、下記16（13ページ）をご覧ください。

なお、物件番号 0054, 0055 については、賃借人が入居しておりますので、敷地への立入りはご遠慮ください。

(4) 物件調書のほかに資料を用意している物件は、下記18（15～25ページ）をご覧ください。

3. 入札参加者の資格

入札にはどなたでも参加できます。ただし、次に掲げる場合は、入札要領第9条（26～28ページ）の規定に該当する入札となり、無効とします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件が付されます。以下の（1）及び（2）の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の（1）及び（3）の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。

以上を承知のうえ、入札にご参加ください。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約の締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

5. 入札受付期間・場所及び開札の日時・場所

下記のとおり、物件番号によって、受付期間等が違いますので、注意願います。

(1) 入札受付期間及び場所

① 物件番号 0001～0055

期 間 令和8年 6月17日(水) 午前9時00分から
令和8年 6月25日(木) 午後5時00分まで(必着)
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)

② 物件番号 0056、0057(農地)

期 間 令和8年 9月28日(月) 午前9時00分から
令和8年10月 6日(火) 午後5時00分まで(必着)
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)

(注) 受付時間は午前9時00分から12時00分及び午後1時00分から5時00分までです。

土・日曜日の受付は行いません。

また、各財務事務所・出張所での受付は行いません。
なお、入札受付期間中は受付状況をお答えできませんので、ご了承ください。
い。

(2) 開札日時及び場所

① 物件番号 0001～0055

日 時 令和8年 7月22日(水) 午前10時00分から
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

② 物件番号 0056、0057(農地)

日 時 令和8年10月20日(火) 午前10時00分から
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 18階 大会議室

- ・ 受付は午前9時30分から行います。
- ・ 開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理の方等、関係者の方のみです。
- ・ 開札は、概ね午前中に終了します。
- ・ 入札要領第12条のとおり、開札結果は入札者全員に速やかに文書をもって通知するとともに、開札日翌々開庁日以降に関東財務局のホームページに入札の実施結果に係る情報を公表します。(28ページを参照してください。)

(注) 電話による結果照会は、開札日翌開庁日の午前9時00分以降に受け付けます。
落札者名等はお答えできませんので、ご了承ください。

照会先：関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官(入札担当)
TEL 048-600-1177(ダイヤルイン)

6. 入札手続

(1) 入札関係書類の確認

入札1物件につき1通の入札関係書類を作成する必要があります。
必要な入札関係書類は、下記(4)の①(6ページ)でご確認ください。

(2) 買受適格証明書の取得

物件番号0056、0057(農地)の入札参加にあたっては、農業委員会又は都道府県知事の交付する「買受適格証明書」を提出していただく必要があります。農業委員会又は都道府県知事から事前に「買受適格証明書」の交付を受け、入札関係書類として提出してください。

交付を受けるための具体的な手続については、物件の所在する市町村の農業委員会に事前にご照会ください。

(3) 入札保証金の納付

入札に参加する前に入札保証金を納付する必要があります。

① 納付が必要な入札保証金の額

入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額となります。（最低売却価格の5%以上ではありません。）

【入札保証金の算出方法】

入札金額	入札保証金額
88,888,888 円	4,444,445 円
$\times 5\% (0.05) = 4,444,444.4 \Rightarrow$	
(円未満切上げ)	

② 入札保証金の納付方法

入札保証金は、関東財務局で配布する所定の「振込依頼書」（3枚複写）を用いて最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から、関東財務局の指定する口座に振り込んでください。

(注) ・振込手数料は入札参加者の負担となります。

- ・ATM、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。
- ・複数の物件に入札される場合、物件ごとに振り込んでください。
- ・取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）及び「振込金（兼手数料）受取書」（依頼人保管用）を必ず受け取ってください。
- ・入札保証金は、契約締結時に契約保証金や売買代金に充当する場合がありますので、「振込金（兼手数料）受取書」（依頼人保管用）は大切に保管してください。

(4) 入札方法

入札は、関東財務局で配布する所定の入札書等の用紙を使用し、必要事項を記入のうえ、記名・押印し提出する必要があります。

各書類の記入にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用のうえ、記入内容を書き損じたときは、新たな用紙を取り寄せて書き直してください。

① 提出する書類（「入札書類作成・記入方法」（40～54ページ）を参照願います。）

提出書類名		個人	法人	記入方法
1. 入札関係書類提出用封筒（茶色）	所定様式	○	○	P 4 4
2. 入札書提出用封筒（ピンク色）	所定様式	○	○	P 4 4
3. 入札書	所定様式	○	○	P 4 5（単独） P 4 7（共有） P 4 9（3者以上の共有） P 5 2（代理）
4. 入札保証金振込用紙（3枚複写の2枚目） ・保管金受入手続添付書（財務局提出用）	所定様式	○	○	P 4 2
5. 入札保証金提出書類（2枚複写） ・入札保証金提出書（1枚目） ・入札保証金振込証明書（2枚目）	所定様式	○	○	P 4 6（単独） P 4 8（共有） P 5 0（3者以上の共有） P 5 3（代理）
6. 役員一覧	所定様式	—	○	P 4 3
7. 買受適格証明書 （物件番号 0056、0057（農地）のみ）	—	○	○	—
8. 委任状	所定様式	△	△	P 5 4
9. 委任者の印鑑証明書（開札の時点で、発行後3ヶ月以内）	所定様式	△	△	—
10. 共有者一覧表	所定様式	△	△	P 5 1

※ 代理人による入札は、委任状・印鑑証明書が必要ですが、入札書・入札保証金提出書類（2枚複写）に入札者本人の実印が押印できる場合は、必要ありません。

※ 3者以上の共有による入札には、共有者一覧表が必要です。

入札書、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書用として3部提出してください。

※ 「国有財産の一般競争入札に関するアンケート」についても、ご回答のうえ、入札関係書類提出用封筒（茶色）に同封願います。

② 入札関係書類の提出方法

ア 入札書を入札書提出用封筒（ピンク色）に入れて封をしてください。

（注）入札書提出用封筒（ピンク色）には、入札書以外の書類は入れないでください。

イ 入札保証金を納付した際に受領した「保管金受入手続添付書」（入札保証金振込用紙2枚目の財務局提出用）を「入札保証金振込証明書」（入札保証金提出書類2枚目）に貼付してください。

ウ 入札の参加にあたって必要となる入札関係書類（上記（4）の①の2～10）を入札関係書類提出用封筒（茶色）に入れて封をし、裏面に「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「氏名」を記入してください。

エ 入札関係書類を入れた入札関係書類提出用封筒を関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）あてに、簡易書留郵便により提出してください。（持参による提出もできます。）

上記5の（1）の入札受付期間最終日の午後5時00分までに到達しない入札書は受付できませんので、あらかじめ余裕をもって提出してください。

提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

入札手続き上の注意点

1. 法人による入札の場合は、役員一覧の提出が必要となりますので、記入漏れ及び提出漏れがないようご注意ください。

（注）役員一覧は所定の様式を使用し、回次・物件番号・法人名・法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の「役職名・氏名（フリガナ）・性別・生年月日・住所（市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要）」を記入することとなります。（法人の登記事項証明書の提出では、無効となります。）

2. 代理の方が入札される場合には、委任者の印鑑証明書（開札の時点で、発行後3ヶ月以内のもの）を添付した「委任状」が必要となります。

委任状の記入例は、54ページのとおりです。

なお、委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要となります。

- ・日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明
- ・外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）

（注）日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名・押印が必要となります。

※ 入札関係書類提出用封筒裏面の「送付先」欄は、入札結果通知の送付希望先が、入札者本人の住所・氏名と異なる場合のみ記入願います。

7. 入札の無効

入札要領第9条の規定に該当する入札は無効とします。(26～28ページ)

8. 落札者の決定方法

開札の結果、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者を落札者と決定します。

なお、落札となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者がくじを引きます。ただし、以下の場合には落札者の決定を留保することとなります。

落札者の決定を留保する場合は

最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者が、入札要領第9条に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合に、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することです。

落札となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きも留保します。

落札者の決定を留保した物件についてのみ、落札者を決定するまでの間に「入札辞退届」の提出があった場合、入札を辞退することができますので、当該物件の全ての入札者へその旨を通知します。

落札者の決定を留保した物件の落札者の決定は、以下のとおりとなります。

1. 排除要請が行われなかった場合

落札候補者を落札者と決定します。

2. 排除要請が行われた場合

落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格で有効な入札をした者を落札者と決定します。

9. 入札保証金の返還

(1) 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札者が指定した金融機関の返還先口座へ振り込む方法によりお返しします。

なお、入札保証金には利息を付しません。

金融機関への振り込みは、開札日から概ね1週間後となりますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 入札保証金を納付した後、入札書を提出しなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合、返還先口座等の確認のため、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書（「保管金受入手続添付書」（振込書の2枚目の財務局提出用）を貼付したもの）が必要となりますので、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）までお申し出ください。
- (3) 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。ただし、開札後、落札者の決定を留保した物件の入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金をお返しします。
- (注) 返還先口座名等の記入内容に不備がある等、入札者の責に帰すべき事由により、振込金の「組戻し」等が生じた場合、組戻しに係る手数料及び再振込手数料は入札者の負担とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 契約の締結等

売買契約の手続きは、物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所で行います。（地域別契約担当一覧は、66ページを参照してください。）

落札者には契約に関するご案内を文書で通知しますので、それに基づき、財務局・財務事務所・出張所の各契約担当と契約締結日等の調整が必要です。

落札者は、契約締結までに、上記4（1）及び（3）の条件に違反しない旨の「誓約書」を提出していただきます。

(1) 物件番号 0001～0055

落札者との売買契約の締結は、令和8年8月21日（金）までに行います。

ただし、上記8により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

また、農地法の届出又は許可が必要であり、開発許可を伴う場合は、落札者から各契約担当への連絡により、当局との連名で農業委員会へ農地法の届出又は申請を行い、落札決定の日の翌日から3ヶ月以内に限り契約締結期限の延長が可能です。延長期限については、各契約担当から別途通知することとします。

なお、農地法第5条の届出又は許可が必要な場合には、農業委員会等への届出又は申請は落札者に行っていただきます。

契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

(2) 物件番号 0056、0057（農地）

- ① 落札者は、当局との連名で、落札決定後、速やかに農地法に定める所有権移転の許可に係る申請（以下「許可申請」という。）を行わなければなりません。許可申請にあたっては、各契約担当と事前に調整のうえ、申請の準備が必要です。

なお、農業委員会への許可申請書の提出は、落札者に行っていただきますので、申請受付日時等をあらかじめ該当する農業委員会にご確認ください。

※ 許可申請は、買受適格証明を受けた内容で行うこととなります。

また、当局との事前準備も必要になります。

② 落札者は、農地法の所有権移転の許可を得て、令和9年1月20日（水）までに売買契約を締結しなければなりません。ただし、上記8により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

契約締結期限までに契約を締結しない場合（農地法に定める所有権移転の許可が得られないために契約を締結できない場合を含む）は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

(3) 売買契約及び所有権移転登記は入札書に記入された入札者名義で行います。落札後の変更はできません。

(4) 売買契約書（案）及び誓約書は、33～39ページのとおりです。

(5) 売買代金以外にも売買契約書（国保管用のもの1通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関する諸費用は落札者の負担となりますので、併せてご用意ください。収入印紙税額及び登録免許税の計算方法は、以下を参考にしてください。

【収入印紙税額】（令和9年3月31日まで）

契約金額（売買代金）	収入印紙	契約金額（売買代金）	収入印紙
1万円 ～ 50万円	200円	5千万1円 ～ 1億円	3万円
50万1円 ～ 100万円	500円	1億1円 ～ 5億円	6万円
100万1円 ～ 500万円	1千円	5億1円 ～ 10億円	16万円
500万1円 ～ 1千万円	5千円	10億1円 ～ 50億円	32万円
1千万1円 ～ 5千万円	1万円	50億1円 ～	48万円

【登録免許税の計算方法】

土地の場合

課税標準価格（固定資産税課税台帳価格）×1,000分の15（税率）＝登録免許税

計算例	固定資産税課税台帳価格が2,222.2万円の土地の場合
$22,222,000 \text{円} \times 15/1,000 = 333,330 \Rightarrow \text{税額 } 333,300 \text{円}$ (100円未満は切り捨て。)	

11. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、下記（１）及び（２）の２通りの方法があります。ただし、物件番号 0020、0032、0037、0039、0040 は他省庁が所管する財産であるため、支払方法は下記（１）のみに限られますので、ご注意ください。

（１）売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法（原則）

売買契約時に契約保証金として売買代金の１割以上（円未満切上げ）を納付していただきます。入札にあたって納付された入札保証金は契約保証金に充当することができます。

納付方法は、契約締結日の２営業日前までに入札保証金と契約保証金との差額を振込みにより納付していただく方法か、契約締結日に入札保証金と契約保証金との差額をご用意いただく方法がございます。

その後、売買契約締結日を含めて２０日以内に、国が発行する納入告知書により売買代金を納付してください。契約保証金は、売買代金に充当することができます。この場合、納入告知書により納付していただく金額は、売買代金と契約保証金との差額になります。

（２）売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただく方法

入札にあたって納付された入札保証金は、売買代金に充当することができます。この場合は、契約締結日に入札保証金と売買代金の差額をご用意ください。

（注）① （１）の方法による場合、２０日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

② 売買代金の分割納付はできません。

③ 売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

④ 入札保証金・契約保証金を売買代金に充当する場合、収納窓口等で発行される領収証書は、売買代金から保証金相当額を除いた金額となります。保証金については、後日売買代金に充当した旨の通知文を送付します。

⑤ 売買代金・契約保証金の支払いを小切手（注⑥を参照）で行う場合には、現金化のため手数料がかかる場合がありますので、あらかじめ各契約担当にご確認願います。

⑥ 売買代金・契約保証金の支払いを小切手で行う場合には、発行予定の預金小切手が受け入れ可能であるかを、あらかじめ各契約担当に、必ずご確認願います。

地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所によっては、小切手そのものの受入れを既に終了している場合がありますので、必ず事前の確認をお願いいたします。

12. 所有権の移転

（１）売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）

なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付を確認後、国が行います。
なお、中間省略登記はできません。

※ 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、あらかじめ物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所にご相談ください。

13. 開札の結果、落札に至らなかった物件の売却予定

- (1) 物件番号 0001～0055

落札に至らなかった物件は、後日「すぐに購入できる物件」として、先着順により売払申請を受け付ける予定です。詳細は、開札日から概ね1ヶ月後に当局のホームページ等でお知らせします。ただし、先着順による売却を実施しない物件もあります。

また、買受希望者（売払申請者）については、入札参加者の資格に関する規定が準用され、買受資格の確認のため、警察当局へ個人情報を提供します。

なお、「すぐに購入できる物件」については、宅建業者との一般媒介契約を導入しております。詳細については、下記問合せ先にご連絡ください。

「すぐに購入できる物件」の売払申請等に関する問合せ先
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）
TEL 048-600-1177（ダイヤルイン）

「すぐに購入できる物件」としての売払申請の受付期間が終了した物件の状況については、物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所までお問合せください。

（地域別契約担当一覧は、66ページを参照してください。）

- (2) 物件番号 0056、0057（農地）

先着順による売却は実施しません。

14. 契約内容等の公表

- (1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに関東財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を関東財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記（1）及び（2）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

15. 個人情報の取扱い

入札の参加のために提出された書類等に記入された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報を提供します。

16. 現地説明の日時及び場所

(1) 日時（下記物件についてのみ実施します。）

物件番号	日 時			
0051	令和 8 年 6 月 8 日（月）	午後	1 時 30 分から	2 時 30 分まで
0052	令和 8 年 6 月 8 日（月）	午後	2 時 00 分から	3 時 00 分まで
0053	令和 8 年 6 月 9 日（火）	午前	10 時 30 分から	11 時 30 分まで
0054	令和 8 年 6 月 9 日（火）	午前	11 時 00 分から	12 時 00 分まで
0055	令和 8 年 6 月 9 日（火）	午後	1 時 30 分から	2 時 30 分まで

(2) 場所

入札物件所在地に現地集合（予約は必要ありません。）。

- ・受付は開始時刻の 15 分前から行います。
- ・現地には駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮願います。
- ・悪天候等により現地説明を中止・延期する場合がありますので、現地説明の詳細は、各物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所までお問合せください。（地域別契約担当一覧は、66 ページを参照してください。）

17. 契約不適合

- (1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに契約手続きを行った財務局・財務事務所・出張所までお申し出ください。
- (2) 上記（1）の申し出を受け、国が契約不適合にあたりと判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壤汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壤汚染等の是正を行います。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると認められる費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

- ① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

- ア 地下埋設物、土壤汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）
- イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）
- ウ その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

- ② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承ください。

- ③ さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書(案)の契約不適合責任に関する契約条項を参照。）。

- ④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。ただし、物件番号 0020、0032、0037、0039、0040 は他省庁から事務委任を受けて契約手続きをしていますので、財産を所管する省庁が費用の支払いをすることとなります。

- (3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

18. 特約条項及び資料の閲覧

全ての入札物件について、売買契約書第8条に特約条項が付されます。

【国有財産売買契約書（案）（抜粋）】

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（特約条項）

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙1）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

また、特約条項にあたって、物件調書が売買契約書の添付資料となり閲覧資料が別途交付されます。各入札物件の閲覧資料については、16ページ以降の表のとおりとなります。

<資料の閲覧場所>

- ・担当する地域の財務事務所・出張所（所在は巻末のとおり）
担当地域の入札物件の閲覧資料を確認することができます。
- ・関東財務局 未利用国有地入札補助業務受託者 株式会社 オオバ
（TEL 03-5931-5850）
物件番号 0054、0055 を除く入札物件全件の閲覧資料を確認することができます。
閲覧資料の複写（CD・紙）及び郵送を希望される方は、お問合せください。
※ 送料及び複写に必要な費用は希望者の負担となります。
株式会社オオバでの対応は、令和8年6月25日までとなります。
- ・関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）
入札物件の閲覧資料を確認することができます。

物件番号	閲覧資料
0001	土地履歴調査報告書 ハザードマップ (2 枚)
0002	埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (1 枚)
0003	土地履歴調査報告書 ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書 (3 件)」 ハザードマップ (1 枚)
0004	埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) 越境物又は工作物に関する「確認書 (1 件)」 ハザードマップ (4 枚)
0005	土地履歴調査報告書 土壌汚染概況調査報告書 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (1 枚)
0006	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書 (掘削調査) 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (1 枚)
0007	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) 通行承諾書 (4 件) ハザードマップ (1 枚)

物件番号	閲覧資料
0008	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（1枚）
0009	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0010	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査）2冊 ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（6件）」 ハザードマップ（1枚）
0011	非農地証明書 ハザードマップ（2枚）
0012	土地履歴調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0013	境界標関係資料 土地の無償使用に関する確認書（1件） ハザードマップ（1枚）
0014	土地履歴調査報告書 ハザードマップ（2枚）
0015	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（3枚）

物件番号	閲覧資料
0016	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（3枚）
0017	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（2枚）
0018	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（3件）」 ハザードマップ（1枚）
0019	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（2枚）
0020	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（3枚）
0021	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（5件）」 ハザードマップ（3枚）

物件番号	閲覧資料
0022	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（3枚）
0023	埋設物撤去工事完了報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（4枚）
0024	越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚）
0025	ハザードマップ（2枚）
0026	土地履歴調査報告書（土壌汚染） 土地履歴調査報告書（地下埋設物） 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚）
0027	土地履歴調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（2枚）
0028	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）

物件番号	閲覧資料
0029	土地履歴調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 通行承諾書（2通） ハザードマップ（1枚）
0030	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 土地の無償使用に関する確認書 ハザードマップ（1枚）
0031	土地履歴調査報告書 物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0032	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（2枚）
0033	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 損失補償に関する覚書 送電線架設に関する契約書・覚書 ハザードマップ（3枚）

物件番号	閲覧資料
0034	土壌汚染概況調査報告書 土壌汚染平面範囲調査報告書 埋設物撤去工事完了報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査）2冊 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（2枚）
0035	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0036	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0037	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚）

物件番号	閲覧資料
0038	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚） 埋蔵文化財の試掘調査結果報告について（通知）
0039	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0040	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査）
0041	埋設物撤去工事完了報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（4件）」 ハザードマップ（1枚）
0042	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚）

物件番号	閲覧資料
0043	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0044	越境物又は工作物に関する「確認書（3件）」 ハザードマップ（1枚）
0045	契約書 ハザードマップ（1枚）
0046	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（1枚）
0047	ハザードマップ（1枚）
0048	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（4件）」 ハザードマップ（2枚）
0049	越境物又は工作物に関する「確認書（4件）」 ハザードマップ（1枚）
0050	ハザードマップ（1枚）

物件番号	閲覧資料
0051	<p>土地履歴調査報告書 2 冊</p> <p>土壌汚染概況調査報告書</p> <p>埋設物調査工事報告書（掘削調査） 4 冊</p> <p>埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 3 冊</p> <p>アスベスト分析調査報告書 2 冊</p> <p>アスベスト有無に関する事前調査結果報告書 2 冊</p> <p>建物状況調査報告書 2 冊</p> <p>越境物又は工作物に関する「確認書（2 件）」</p> <p>国有財産地役権設定契約書 2 件</p> <p>損失補償に関する覚書</p> <p>ハザードマップ（2 枚）</p> <p>配置図、各階平面図、立面図、その他図面</p>
0052	<p>アスベスト有無に関する事前調査結果報告書・分析調査報告書</p> <p>建物状況調査報告書 2 冊</p> <p>越境物又は工作物に関する「確認書（1 件）」</p> <p>ハザードマップ（1 枚）</p> <p>特記仕様書、配置図、各階平面図、立面図、その他図面</p>
0053	<p>ライフライン埋設状況調査報告書 2 冊</p> <p>アスベスト分析調査報告書 2 冊</p> <p>アスベスト有無に関する事前調査結果報告書 2 冊</p> <p>建物状況調査報告書</p> <p>土地の無償使用承諾書（1 件）</p> <p>ハザードマップ（1 枚）</p> <p>建物図面</p>

物件番号	閲覧資料
0054	アスベスト有無に関する事前調査結果報告書 ハザードマップ (4 枚) 国有財産有償貸付契約書 (3 戸) 配置図、各階平面図、立面図、その他図面
0055	アスベスト分析調査報告書 アスベスト有無に関する事前調査結果報告書 ハザードマップ (1 枚) 国有財産有償貸付契約書 (4 戸) 配置図、各階平面図、立面図
0056	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (1 枚)
0057	ハザードマップ (1 枚)

※ 越境物又は工作物に関する「確認書 (〇件)」には、①隣地から国有地に越境している工作物の所有者が将来、撤去 (移動) することを確約する書面、②国有地から隣地に越境している建物・工作物等について、撤去及び使用料その他の負担を求めないことを確約する書面などがあります。

詳細については、閲覧資料をご確認ください。

また、ハザードマップは、入札物件の所在する地方公共団体が作成・提供した水害 (洪水、雨水出水、高潮等) 等のリスク情報を反映したものですが、記載されている内容は今後変更される場合がありますので、入札参加者は各地方公共団体の最新の水害ハザードマップをご確認下さい。

なお、浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないというものではありません。

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を承知の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 物件番号0001～0055の入札は、関東財務局で配布する入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに提出用の茶封筒に入れて、入札受付期間〔令和8年6月17日（水）から締切日時6月25日（木）午後5時00分まで（必着）〕に関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）あて持参又は簡易書留郵便により提出しなければなりません。

2 物件番号0056、0057の入札は、関東財務局で配布する入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに提出用の茶封筒に入れて、入札受付期間〔令和8年9月28日（月）から締切日時10月6日（火）午後5時00分まで（必着）〕に関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）あて持参又は簡易書留郵便により提出しなければなりません。

3 入札締切日時までに到達しない入札書は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は、郵送期間を考慮して余裕をもって早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を、関東財務局で配布する振込依頼書を用いて、関東財務局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んでください。入札保証金の振込を依頼した金融機関の窓口から交付された保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がない場合は、入札保証金が納付済であっても入札は無効となります。

2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記入した回次番号及び物件番号を記入してください。

4 入札保証金の納付後は、その変更又は取消しを行うことはできません。

第6条 入札書及び入札関係書類の作成にあたっては、記入方法や注意事項を確認のうえ、記入漏れや誤りのないよう正確に記入してください。（記入方法は、40～54ページ参照）

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 物件番号0056、0057の入札物件は農地であるため、入札参加に当たっては、農業委員会又は都道府県知事が交付する買受適格証明書が必要となります。

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

一 国有財産売払公示書又は本要領の条項に違反する入札

二 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国

有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者による入札

（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は、30ページ参照）

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者による入札（暴対法第2条第2号は、30ページ参照）

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

イ 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

ロ 次のいずれかに該当する者

（イ） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき（暴対法第2条第6号は、30ページ参照）

（ロ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（ハ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（ニ） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（ホ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

ハ イ、ロの依頼を受けて入札に参加しようとする者

四 所定の入札書以外の用紙を使用した入札

五 入札書に入札者の住所、氏名（法人にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記入及び押印がない入札

六 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名（法人にあっては、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記入及び押印がない入札

七 入札書の金額を訂正した入札、記入した金額が明確でない入札

八 入札書に回次番号及び物件番号を記入していない入札

九 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出がない入札

十 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がない入札

十一 第5条に規定する入札保証金を納付しない入札

十二 入札保証金をATM、インターネットバンキングを利用して振り込んだ入札

十三 同一物件に対し2通以上の入札

十四 入札締切日時までに入札関係書類が到達しない入札

十五 最低売却価格に達しない金額の入札

十六 法人による入札の場合、役員一覧の提出がない入札

十七 物件番号0056、0057については、農業委員会又は都道府県知事が発行する買受適格証明書の提出がない入札

十八 その他入札執行官が入札書及び入札関係書類に虚偽又は不完全を認めた入札

第10条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会わせて行います。入札者等入札関係者の入場は自由ですが、開札会場への入場の際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることを確認します。

第11条 開札の結果、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者を落札者と決定します。ただし、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札者へその旨通知します。第9条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格で有効な入札をした者を落札者と決定します。

なお、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者がくじを引きます。

また、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第12条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに関東財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。第19条第1項において同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。第19条第1項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第19条第1項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第19条第1項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第13条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

（外国為替及び外国貿易法、外国為替令の上記条項は、31ページ参照）

第14条 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振込む方法により還付します。ゆうちょ銀行の通常貯金総合口座（記号・番号の記号が1から始まるもの）以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。落札者の入札保証金は、売買代金又は第17条に定める契約保証金に充当できます。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。ただし、開札後、落札者の決定を留保した物件の入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。入札保証金には利息を付しません。

第15条 物件番号0056、0057の落札者は、当局との連名で、落札決定後、速やかに農地法の所有権移転の許可申請を行わなければなりません。（農地法は32ページを参照）

第16条 物件番号0001～0055の落札者が、落札決定の日の翌日から30日以内に契約を締結しない場合(農地法の届出が必要な場合であり、開発許可を伴う物件については、当局との連名で農地法の届出を行い、落札決定の日の翌日から3ヶ月以内に契約を締結しない場合)は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

2 物件番号0056、0057の落札者が、落札決定の日の翌日から3ヶ月以内に契約を締結しない場合(農地法に定める所有権移転の許可が得られないために契約を締結できない場合を含む。)は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第17条 落札者は、契約保証金による契約を締結しようとするときは、第14条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額を、現金(又は銀行振出小切手)で納付、もしくは関東財務局で配布する振込依頼書を用いて、契約締結日の2営業日前までに関東財務局の預金口座(口座番号等:振込依頼書記載のとおり)に振り込んでください。

振込をする場合は、契約保証金の振込を依頼した金融機関の窓口から交付された保管金受入手続添付書を契約保証金振込証明書に貼付し、契約保証金提出書と一緒に提出してください。

2 1通の振込依頼書で複数物件の契約保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記載した回次番号及び物件番号を記入してください。

4 契約保証金の納付後は、その変更又は取消しを行うことはできません。

第18条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第19条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を関東財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。))の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第12条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第20条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

○外国為替及び外国貿易法（抄）

(定義)

第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
- 六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

○外国為替令（抄）

(財務大臣の許可を要する資本取引等)

第11条第3項 居住者又は非居住者が第1項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

○農地法（抄）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第3条第1項 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

（農地の転用の制限）

第4条第1項 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

七 市街化区域内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第5条第1項 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

六 前条第1項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

契約書式 土地、建物付土地（契約保証金用）

収 入
印 紙

国 有 財 産 売 買 契 約 書 （ 案 ）

売出人国（以下「甲」という。）（登録番号 ）と買受人（ **落札者** ）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	備 考
			①現況地目と登記上の地目が相違する場合には、登記上の地目を記載 ②実測数量と登記数量が相違する場合には、登記数量を記載 ③区画整理事業区域内に所在する場合には、仮換地の街区及び数量を記載（土地の場合のみ）

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金（ **落札金額** ） 円（うち消費税及び地方消費税相当額 金 円・消費税率 %）とする。

（建物付土地の場合のみ、国が算定した消費税及び地方消費税相当額を記載します。）

（契約保証金）

（落札金額の1割以上の金額（円未満切上げ））

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金のうち、金 円は入札保証金より充当するものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 6 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

(登記嘱託請求書等)

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙1)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の 내용에 適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4 第8条の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であ

っても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しに本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円

(2) 第10条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第19条 乙は、本契約締結後、別紙2に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

別紙1（地下埋設物報告書等）

目 録

（例）

1. 契約締結時交付資料

資料名	ページ数	備考
埋設物調査工事報告書（ボーリング調査）	60	

2. 売買代金納入時交付資料

資料名	ページ数	備考
境界確定協議書（原本証明）	4	

（※）売買契約時に交付される閲覧資料につきましては、16～25ページをご覧ください。

別紙2

- ・所在地（マンションの場合は住居表示）
- ・マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

誓 約 書

私

当法人

は、国と国有財産売買契約を締結するにあたり、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報を提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

関東財務局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

入札書類作成・記入方法

「作成方法」

- ・ 入札書類作成方法（４１ページ）

「記入方法」

・ 共通書類

- ① 振込依頼書（４２ページ）
- ② 役員一覧〔法人による入札の場合〕（４３ページ）
- ③ 各種書類提出用封筒（４４ページ）

- ・ 単独名義での入札の場合（４５～４６ページ）
- ・ 共有名義での入札の場合（４７～４８ページ）
- ・ ３者以上の共有名義での入札の場合（４９～５１ページ）
- ・ 代理人による入札の場合（５２～５４ページ）

「注意事項」

【法人による入札の場合】

法人による入札の場合は、必ず「役員一覧」を提出してください。

【共有・代理人による入札の場合】

- ① 共有又は代理人による入札の場合には、入札書及び入札保証金提出書の「共有者・代理人」欄のいずれか該当する方に○印を忘れずに記入してください。
- ② 代理人による入札の場合には、「委任状」「入札者（委任者）の印鑑証明書」が必要となります。詳しくは、７ページをご覧ください。
- ③ ３者以上での共有による入札の場合には、「共有者一覧表」３部が必要となります。

【共通】

- ① 入札関係書類は今回配布する所定の様式を必ず使用してください。（様式が異なるため、過去の書類を使用されないよう、お願いいたします。）
- ② 各書類の作成にあたっては、該当する入札の記入方法を参照のうえ作成願います。
- ③ 各書類の記入にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。
- ④ 入札関係書類は、印鑑登録をしている実印をご使用ください。

入札書類作成方法

入札書の作成

- ・一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。同一物件に対し2通以上の入札をした場合は「無効」となります。封入する前に入札書の内容を確認してください。
なお、入札書は、1物件ごとに1枚の用紙を使用してください。
- ・入札金額は訂正できません。入札金額を訂正した場合には「無効」となります。入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- ・必要事項の記入及び押印がない場合は、入札が「無効」となる場合がありますのでご注意ください。
- ・入札書提出用封筒（ピンク色）下の確認事項を再度確認し、回次、物件番号、入札者名を記入し入札書を入れ、封をしてください。

入札保証金の納付

- ・所定の振込用紙を使用してください。
- ・金融機関の窓口で振り込んでください。
- ・入札保証金額は算出方法（5ページ）を参考に計算してください。

入札保証金提出書類の作成

- ・入札者の住所・氏名（フリガナ）を記入し、実印を押印してください。
- ・個人による入札の場合は、性別・生年月日も必ず記入してください。
- ・振り込んだ入札保証金額を記入してください。
- ・落札しなかった場合の返還先口座を正しく記入してください。
- ・2枚目に振込依頼書の2枚目（財務局提出用）を貼り付けてください。

法人による入札の場合：役員一覧の作成

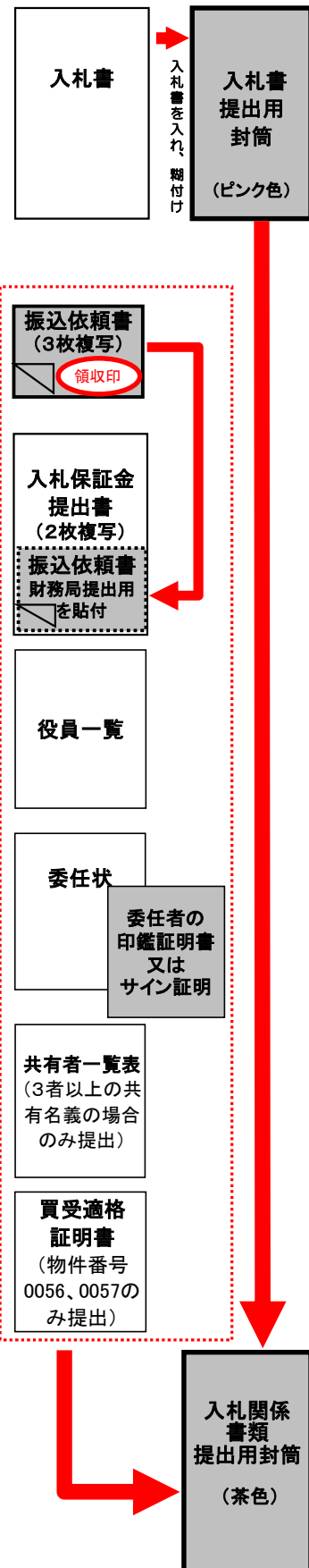
- ・回次と物件番号を記入してください。
- ・法人名を記入してください。
- ・法人の登記事項証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合は、その者も含む）全員の役職名・氏名・フリガナ・性別・生年月日・住所（住所欄は市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要）を記入してください。

代理人による入札の場合：委任状の作成

- ・代理人の住所・氏名・電話番号を記入し、代理人使用印を押印してください。
- ・回次と物件番号を記入してください。
- ・委任年月日を記入してください。
- ・委任者の住所・氏名・電話番号を記入し、実印を押印してください。
- ・委任者の印鑑証明書又はサイン証明（委任者が海外に在住の場合）を添付してください。

提出

- ・入札関係書類提出用封筒（茶色）に入札者の住所・氏名・電話番号を記入してください。
 - ・入札者の住所以外の場所に入札結果通知を送付希望の時のみ、送付先にも記入してください。
 - ・入札関係書類提出用封筒（茶色）に下記の書類を入れ、封をしてください。
 入札書の入った入札書提出用封筒（ピンク色）
 入札保証金提出書（2枚複写）
 役員一覧（法人による入札の場合のみ提出）
 委任状、委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ提出）
 共有者一覧表3部（3者以上の共有名義での入札の場合のみ提出。）
 1部については入札書に添付したうえ代表者の実印で割印
買受適格証明書（物件番号0056、0057（農地）に入札する場合のみ提出）
- ※「国有財産の一般競争入札に関するアンケート」についても、ご回答のうえ、入札関係書類提出用封筒（茶色）に同封願います。



振込依頼書

取扱店へ
のお願い

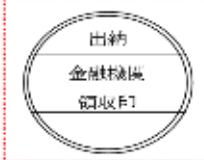
国有財産入札保証金

振込依頼書（兼入金伝票）

科目

記入漏れに注意

○振込依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。
○依頼人の名の前に、必ず振込依頼番号を入れて打電してください。

依頼日	令和 8 年 6 月 17 日	電信	振込	手数料	¥マークを記入
振込先 金融機関	埼玉りそな銀行 さいたま 営業部			金額	十億 百万 千 円 ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8
受取人	預金種目	普通	口座番号	4 4 2 0 1 4 6	
	口座名	(フリガナ) カントウザイム (漢字) 関東財務			
依頼人	振込依頼番号	回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入 第 1 回 物件番号 0 0 0 0			
	個人名 又は 法人名	(フリガナ) カントウビジネスガイシャ 関東株式会社 様 フリガナの記入漏れに注意			
住所	〒 330-9716 (電話) 048-600-1177 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 依頼人欄に入札者名と入札者の住所を記入してください。				
備考	納付する入札保証金額を記入してください。 入札保証金の算出方法については案内書5ページを参照してください。				
出納印 または 振替印	 金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で押印されます。 ※ATM及びインターネットバンキングによる振込は無効です。				

※振込依頼は必ず入札者本人が行ってください。（共有の場合は、共有者のうちの1者で可）
※委任状が提出された代理人として入金する場合は、代理による入札であることが分かるように記入してください。
（記入例：「〇〇〇代理人▲▲▲」(〇〇〇=入札者名、▲▲▲=代理人名)）

※振込依頼書の3枚複写の1枚目は金融機関手続用、2枚目は財務局提出用、3枚目は依頼人保管用となります。（3枚目は大切に保管願います。）

役員一覧

《法人による入札の場合に提出》

複数の物件に入札される場合は、物件毎に物件番号を記入して提出してください。

役員一覧

回次 物件番号	第	回	物	件	番	号
	1	—	0	0	0	0

法人名の記入漏れに注意

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

法人名： **関東株式会社**

フリガナ及び○印の記入漏れに注意

郵便番号の記入漏れに注意

※必ずフリガナを記入し、性別(男・女)及び年号(T・S・H)に○印を記入してください。

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所(市区町村までを記入)
代表取締役	カントウダイスケ 関東大助	男・女	T S 33年1月11日 H	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区
取締役	カントウハナコ 関東花子	男・女	T S 44年2月22日 H	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区
取締役	ザイムショウ 財務翔	男・女	T S 3年11月6日 H	〒100-0013 東京都千代田区
監査役	コクユウユウコ 国育勇子	男・女	T S 55年3月3日 H	〒190-0014 東京都立川市
支配人	カントウヤマト 関東大和	男・女	T S 30年4月5日 H	〒231-0003 神奈川県横浜市中区
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 -
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 -
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 -
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 -
		男・女	T S 年 月 日 H	〒 -

(注)○法人の登記事項証明書に記載されている役員(支配人が契約を締結する場合は、その者も含む)全員を記入してください。

・住所欄は市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要です。

・政令指定都市の場合は、区まで記入してください。(例:埼玉県さいたま市中央区)

・役員が11名以上の場合は関東財務局のホームページから様式をダウンロードするなどし、役員の記入漏れにご注意ください。

・法人の登記事項証明書の提出は無効となります。必ず役員一覧を提出してください。

入札関係書類提出用封筒（茶色）

提出書類 互換をえる前に、再度確認してください。

- 入札書提出用封筒（ピンク色）
入札書のみを入れ、のりついたもの
- 入札保証金提出書（2枚複写）
新築金受入手続添付書（財政局宛封筒）を貼付したもの
- 役員一覧
（法人による入札の場合のみ必要です）
- 委任状及び委任者の印鑑証明書
（代理人による入札の場合のみ必要です）

※ 「参加申込の一般競争入札に関するアンケート」についても、この封筒に入札書と一緒に提出してください。

住	(〒 -)
所	TEL ()
氏	携帯 ()
名	(担当名)

※ 入札書の住所以外の場所に入札結果通知を送付する場合のみ、送付先の欄へ記入してください。

送付先	住 (〒 -)
	TEL ()
	氏
	名

入札者本人の住所・氏名・電話番号を記入

住	(〒 330 - 9716) 埼玉県さいたま市中央区 新都心1-1
所	TEL 048 (600) 1177 携帯 090 (XXXX) XXXX
氏	関東株式会社
名	(担当名) 法人による入札で担当者がある場合は記入

※ 入札者の住所以外の場所に入札結果通知を送付する場合のみ、送付先の欄へ記入してください。

送付先	住 (〒 113 - 8553) 東京都文京区湯島4-6-15
	TEL 03 (5842) 7011
	氏
	名 国有大地

入札書提出用封筒（ピンク色）

入札書在中

回次-物件番号	第 回 物 件 番 号
	1 - 0000
入札者名	

※ 共有で入札の場合は、共有者全員の氏名が必要です。

入札書を記入後、次の4点について
 チェックをして封をしてください

- 入札者の住所・氏名（法人の場合は、代表者の役職名・氏名を含む）を記入した。
- 実印を押印した。
- 正しい回次と物件番号を記入した。
- 入札金額は、納付した入札保証金の20倍以内の金額を記入した。

関東財務局

封をする前に、再度確認し チェックしてください。

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

回次-物件番号	第 回 物 件 番 号
	1 - 0000
入札者名	関東太郎 持分1/2 関東花子 持分1/2

※ 共有で入札の場合は、共有者全員の氏名が必要です。

入札書

<単独名義での入札の場合>

入札書

財務省関東財務局長 殿

入札者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

氏名 関東株式会社

(法人名、代表者の
役職名・氏名)

代表取締役 関東 大助

実印

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入
※代表者の役職名・氏名の記入漏れは、入札が「無効」となります
のでご注意ください。

共有者 住所

・
代理人 氏名

実印

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

回次-物件番号	第	1	回	—	物	件	番	号
					0	0	0	0

金額	十億	百万	千	円
	¥	246	800	000

¥マーク、金額を右詰めで記入

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知のうえ、上記のとおり入札
します。

- (注) 1. 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。同一物件に対し2通
以上の入札をした場合は「無効」となります。封入する前に入札書の内容を確認してください。
なお、入札書は、1物件ごとに1枚の用紙を使用してください。
2. 入札金額は訂正できません。入札金額を訂正した場合には「無効」となります。入札金額を書
き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
3. 下記の必要事項の記入及び押印がない場合は、入札が「無効」となる場合がありますのでご注
意ください。
- (1) 回次-物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物
件番号欄に記載された番号を記入してください。
- (2) 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人が入札者となる場合は、法人名、代表者の役
職名・氏名）を記入し、実印で押印してください。また、共有者がいる場合は共有者欄も記入
してください。
- (3) 代理人によって入札するときは、入札者本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、
氏名（法人が代理人となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名）を記入し、押印してくだ
さい。
- (4) 入札金額は、算用数字ではっきりと右詰めで記入し、数字の前に必ず¥マークを記入してく
ださい。

※ 共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

入札保証金提出書

<単独名義での入札の場合>

(1枚目)

入札保証金提出書

2枚目も提出

関東財務局
契約担当官

提出日を記入

歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和8年6月17日

〒	3309716	電話	048-600-1177	(携帯電話)	090-XXXX-XXXX
郵便・電話番号・メールアドレスの記入漏れに注意		メール	kanto.daisuke@OO.com		
入 札 者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1			
	(フリガナ)	(カトウカブシカイシャ カトウダイスケ)			
	氏名・印	関東株式会社		実印	共有者・代理人 ※該当する場合は、○印で囲んでください。 (入札者の押印があれば、代理人は不要です。)
	(フリガナ) 法人名、代表者の 役職名・氏名	代表取締役 関東 大助			フリガナの記入漏れに注意 2枚目にも押印
性別	男・女	個人の場合は、性別・生年月日の記入漏れに注意			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日				
※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途「役員一覧」を提出してください。					

2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札保証金振込金額

¥ 12,345,678-

入札保証金の算出方法は、案内書5ページをご確認ください。

(入札金額を記入しないようご注意ください。)

※受付日 令和 年 月 日
※受付番号 No.
※整理番号 令和 年度第 号
※取扱者印

回次	—	第	回	物	件	番	号
物件番号	1	—	0	0	0	0	0

回次番号(1ケタ)と物件番号(4ケタ)を記入

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名	関東財務		銀行	・	信用金庫	・	その他
		さいたま新都心		本店	・	支店	・	営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段						
	口座番号	1	2	3	4	5	6	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行 記号・番号	1	0	—				番号を右詰めで記入してください。
口座名義人 氏名	(フリガナ) カトウカブシカイシャ		フリガナの記入漏れに注意		・ゆうちょ銀行を利用される場合は、48ページをご参照ください。			
	関東株式会社							

(注) ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等名の記入は不要です。)

② 1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

③ 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○印で囲んでください。

ゆうちょ銀行の通常貯金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。

④ 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。

⑤ 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

法人の場合は、必ず所定の様式で「役員一覧」を提出してください。

入札書

<共有名義での入札の場合>

入札書

財務省関東財務局長 殿

法人の場合は、氏名欄に①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入
※代表者の役職名・氏名の記入漏れは、入札が「無効」となりますのでご注意ください。

入札者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 関東太郎 持分1/2

実印

(法人名、代表者の
役職名・氏名)

必ず持分を記入

共有者を○印で囲む

共有者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

代理人 氏名 関東花子 持分1/2

実印

必ず持分を記入

回次番号(1ケタ)と物件番号(4ケタ)を記入

回次-物件番号	第	1	回	-	物	件	番	号
					0	7	7	7

金額			十億		百万		千		円
			¥	1	5	3	0	0	0
							0	0	0

¥マーク、金額を右詰めで記入

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書(案)を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注) 1. 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。同一物件に対し2通以上の入札をした場合は「無効」となります。封入する前に入札書の内容を確認してください。
なお、入札書は、1物件ごとに1枚の用紙を使用してください。

2. 入札金額は訂正できません。入札金額を訂正した場合には「無効」となります。入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

3. 下記の必要事項の記入及び押印がない場合は、入札が「無効」となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 回次-物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。

(2) 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名(法人が入札者となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名)を記入し、実印で押印してください。また、共有者がいる場合は共有者欄も記入してください。

(3) 代理人によって入札するときは、入札者本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名(法人が代理人となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名)を記入し、押印してください。

(4) 入札金額は、算用数字ではっきりと右詰めで記入し、数字の前に必ず¥マークを記入してください。

※ 共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

入札保証金提出書

<共有名義での入札の場合>

(1枚目)

入札保証金提出書

2枚目も提出

関東財務局
契約担当官

提出日を記入

歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和 8年 6月 17日

〒	3 3 0 9 7 1 6	電話	048-XXX-XXXX	(携帯電話)	080-XXXX-XXXX
郵便・電話番号・メールアドレスの記入漏れに注意	メール	kanto.taro@OO.com	共有者	代理人	共有者を○印で囲む
入札者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	※該当する場合は、○印で囲んでください。(入札者の押印があれば、代理人は不要です。)		
	(フリガナ)	カントウ タロウ	2枚目にも押印	埼玉県さいたま市中央区	
	氏名・印	関東 太郎 持分 1/2	実印	新都心 2-1	2枚目にも押印
	(フリガナ) 法人名、代表者の役職名・氏名	フリガナ・持分の記入漏れに注意	実印	かとう はな	
	法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入		関東 花子 持分 1/2	実印	
性別	男・女	個人の場合は、性別・生年月日の記入漏れに注意	女	昭和35年11月11日	共有者のフリガナ・持分の記入漏れに注意
生年月日	大正 昭和 平成 35年 12月 12日				
※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途「役員一覧」を提出してください。					

2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札保証金振込金額

¥ 7, 654, 321 -

入札保証金の算出方法は、案内書5ページをご確認ください。

(入札金額を記入しないようご注意ください。)

※受付日 令和 年 月 日
 ※受付番号 No.
 ※整理番号 令和 年度第 号
 ※取扱者印

回次	—	第	回	物	件	番	号
物件番号	1	—	0	7	7	7	

回次番号(1ケタ)と物件番号(4ケタ)を記入

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

銀行を○印で囲む

返還先	金融機関名	ゆうちょ	銀行	信用金庫	その他	
			本店	支店	営業部	
	預金の種類	普通・当座・通知・別段				
	口座番号	右詰めで記入してください。				
	ゆうちょ銀行記号・番号	1 2 3 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 8	番号を右詰めで記入してください。			
	口座名義人氏名	(フリガナ) かとう タロウ	フリガナの記入漏れに注意	ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用される場合は、46ページをご参照ください。		
		関東 太郎				

(注) ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等名の記入は不要です。)

② 1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

③ 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○印で囲んでください。

ゆうちょ銀行の通常貯金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。

④ 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。

⑤ 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

法人の場合は、必ず所定の様式で「役員一覧」を提出してください。

入札書

< 3者以上の共有名義での入札の場合 >

入札書

財務省関東財務局長 殿

入札者欄は、共有者のうち1者を記入。（「振込依頼書」の依頼人、「入札保証金提出書」の入札者と一致させること。）
法人の場合は、氏名欄に①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入
※代表者の役職名・氏名の記入漏れは、入札が「無効」となりますのでご注意ください。

入札者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 関東太郎 持分1/3

実印

（法人名、代表者の
役職名・氏名）

必ず持分を記入

共有者を○印で囲む

共有者 住所

別紙「共有者一覧表」のとおり

代理人 氏名

別紙「共有者一覧表」のとおりと記入し、上記の入札者以外の全共有者を「共有者一覧表」に記入

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

回次-物件番号	第	1	回	—	物	件	番	号
					0	7	7	7

金額			十億		百万		千		円
			¥	1	5	3	0	0	0
							0	0	0

¥マーク、金額を右詰めで記入

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注) 1. 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。同一物件に対し2通以上の入札をした場合は「無効」となります。封入する前に入札書の内容を確認してください。
なお、入札書は、1物件ごとに1枚の用紙を使用してください。

2. 入札金額は訂正できません。入札金額を訂正した場合には「無効」となります。入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

3. 下記の必要事項の記入及び押印がない場合は、入札が「無効」となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 回次-物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。

(2) 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人が入札者となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名）を記入し、実印で押印してください。また、共有者がいる場合は共有者欄も記入してください。

(3) 代理人によって入札するときは、入札者本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名（法人が代理人となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名）を記入し、押印してください。

(4) 入札金額は、算用数字ではっきりと右詰めで記入し、数字の前に必ず¥マークを記入してください。

※ 共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

入札保証金提出書

< 3者以上の共有名義での入札の場合 >

(1枚目)

入札保証金提出書

2枚目も提出

関東財務局
契約担当官

提出日を記入

歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和8年6月17日

〒	3 3 0 9 7 1 6	電話	048-XXX-XXXX	(携帯電話)	080-XXXX-XXXX
郵便・電話番号・メールアドレスの記入漏れに注意	メール	kanto.taro@OO.com	共有者	代理人	共有者を○印で囲む
入札者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1			
	(フリガナ)	(カトウ タロウ) 2枚目にも押印			
	氏名・印	関東太郎 持分1/3			
	(フリガナ) 氏名	フリガナ・持分の記入漏れに注意			
性別	男・女	個人の場合は、性別・生年月日の記入漏れに注意			
生年月日	大正・昭和・平成	35年12月12日			
※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途「役員一覧」を提出してください。					

2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札保証金振込金額

¥ 7, 654, 321 -

入札保証金の算出方法は、案内書5ページをご確認ください。

(入札金額を記入しないようご注意ください。)

※受付日 令和 年 月 日
 ※受付番号 No.
 ※整理番号 令和 年度第 号
 ※取扱者印

回次	—	第	回	物	件	番	号
物件番号	1	—	0	7	7	7	

回次番号(1ケタ)と物件番号(4ケタ)を記入

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

銀行を○印で囲む

返還先	金融機関名	ゆうちょ		銀行		信用金庫		その他							
				本店		支店		営業部							
	預金の種類	普通・当座・通知・別段													
	口座番号	右詰めで記入してください。													
ゆうちょ銀行記号・番号	1	2	3	4	0	—	1	2	3	4	5	6	7	8	番号を右詰めで記入してください。
口座名義人氏名	(フリガナ) カトウ タロウ	フリガナの記入漏れに注意													
	関東太郎														
ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用される場合は、46ページをご参照ください。															

- (注) ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等名の記入は不要です。)
 ② 1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。
 ③ 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○印で囲んでください。

ゆうちょ銀行の通常貯金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。

- ④ 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。
 ⑤ 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

法人の場合は、必ず所定の様式で「役員一覧」を提出してください。

<3者以上の共有名義での入札の場合>

共有者一覧表

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

回次 物件番号	第 回	物 件	番 号	番 号
	1	0	7	7

法人の場合は、代表者の性別及び生年月日は不要

(ふりがな) 氏 名	持分	郵便番号 電話番号 住所	性別	性 別	生年月日	実 印
かんとう だいち 関東 大地	1/3	〒 330-9716 TEL 048-xxxx-xxxx 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	男 ・ 女	T S H	45年5月22日	実 印
かんとう はなこ 関東 花子	1/3	〒 330-9716 TEL 048-xxxx-xxxx 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	男 ・ 女	T S H	50年8月30日	実 印
・入札書に記入した入札者以外の全共有者を記入 ・持分割合の記入漏れに注意		〒 TEL 住所	男 ・ 女	T S H	年 月 日	
フリガナ、郵便番号、電話番号及び○印の記入漏れに注意						
	/	〒 TEL 住所	男 ・ 女	T S H	年 月 日	
	/	〒 TEL 住所	男 ・ 女	T S H	年 月 日	

(注)

1. 3者以上で入札される場合又は代理人を含め3者以上となる入札の場合の共有者について、入札書に記入する入札者を除く、残りの共有者全員についての氏名等を記入してください。
 なお、入札者と共有者一覧表の持分の合計が1となるよう持分割合を必ず、記入してください。
2. 法人の場合の氏名欄は、法人名、代表者の役職名、氏名を記入してください。（法人代表者の性別、生年月日は記入不要です）
3. 共有者一覧表を入札書に添付したうえ、代表者（入札書に記入する入札者）の実印で割印をしてください。
4. 共有者一覧表をさらに2部提出してください。（入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書用）

入札書

<代理人による入札の場合>

入札書

財務省関東財務局長 殿

法人の場合は、氏名欄に①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入
※代表者の役職名・氏名の記入漏れは、入札が「無効」となりますのでご注意ください。

入札者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

氏名 関東 太郎 実印

（法人名、代表者の
役職名・氏名）

入札者本人の押印は不要

共有者 住所 東京都文京区湯島4-6-15

代理人を○印で囲む

○代理人 氏名 国有 大地

○印

代理人使用印を押印

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

回次-物件番号	第	1	回	—	物	件	番	号
					0	8	8	8

金額			十億		百万		千		円
	¥	2	4	6	8	0	0	0	0

¥マーク、金額を右詰めで記入

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知のうえ、上記のとおり入札します。

(注) 1. 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。同一物件に対し2通以上の入札をした場合は「無効」となります。封入する前に入札書の内容を確認してください。
なお、入札書は、1物件ごとに1枚の用紙を使用してください。

2. 入札金額は訂正できません。入札金額を訂正した場合には「無効」となります。入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

3. 下記の必要事項の記入及び押印がない場合は、入札が「無効」となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 回次-物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記入してください。

(2) 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人が入札者となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名）を記入し、実印で押印してください。また、共有者がいる場合は共有者欄も記入してください。

(3) 代理人によって入札するときは、入札者本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名（法人が代理人となる場合は、法人名、代表者の役職名・氏名）を記入し、押印してください。

(4) 入札金額は、算用数字ではっきりと右詰めで記入し、数字の前に必ず¥マークを記入してください。

※ 共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

入札保証金提出書

<代理人による入札の場合>

(1枚目)

入札保証金提出書

2枚目も提出

関東財務局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

提出日を記入

令和 8年 6月 17日

〒	3 3 0 9 7 1 6	電話	(携帯電話) 080-XXXX-XXXX
郵便・電話番号	メールアドレスの記入漏れに注意	メール	kokuyu.daichi@OO.com
入 札 者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	共有者・代理人 代理人を○印で囲む
	(フリガナ)	(カトウ タロウ)	※該当する場合は、○印で囲んでください。 (入札者の押印があれば、代理人は不要です。)
	氏名・印	関東 太郎	東京都文京区湯島4-6-15 代理人のフリガナの記入漏れに注意
	(フリガナ) 法人名、代表者の 役職名・氏名	フリガナの記入漏れに注意 入札者本人の押印は不要 法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入	カトウ タロウ 国有 大地 印
性別	男・女	個人の場合は、性別・生年月日の記入漏れに注意	代理人使用印を (2枚目にも)押印
生年月日	大正 昭和 平成 35年 12月 12日		
※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途「役員一覧」を提出してください。			

2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札保証金振込金額

¥ 1 2, 3 4 5, 6 7 8 -

入札保証金の算出方法は、案内書
5ページをご確認ください。

(入札金額を記入しないようご注意ください。)

※受付日 令和 年 月 日
※受付番号 No.
※整理番号 令和 年度第 号
※取扱者印

回次	—	第	回	物	件	番	号
物件番号	1	—	0	8	8	8	

回次番号(1ケタ)と物件番号(4ケタ)を記入

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名	関東財務 銀行・信用金庫・その他 さいたま新都心 本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段
	口座番号	1 2 3 4 5 6 右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行 記号・番号	1 0 - 番号を右詰めで記入してください。
	口座名義人 氏名	(フリガナ) カトウ タロウ フリガナの記入漏れに注意 関東 太郎 ・ゆうちょ銀行を利用される場合は、48ページ をご参照ください。

(注) ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等名の記入は不要です。)

② 1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

③ 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○印で囲んでください。

ゆうちょ銀行の通常貯金総合口座(記号・番号の記号が1から始まるもの)以外とインターネットバンキングの口座は、振込みができません。

④ 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。

⑤ 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

法人の場合は、必ず所定の様式で「役員一覧」を提出してください。

委任状

<代理人による入札の場合>

※以下のような場合には、委任状は必要ありません。

- ・法人による入札で、社員が入札関係書類を提出する場合や開札会場へ入場する場合
- ・入札書・入札保証金提出書類に入札者本人の実印が押印できる場合
- ・入札者本人に代わって、入札関係書類を提出する場合や開札会場へ入場する場合
- ・共有名義での入札で、名義人のうちの1者が入札関係書類の提出や開札会場へ入場する場合

委任状

法人の場合は、法人名、代表者の役職名・氏名を記入

代理人 住所 **東京都文京区湯島4-6-15**
氏名 **国有 大地**
電話番号 **03-5842-7011**

委任状は、関東財務局のホームページから所定様式をダウンロードのうえ、使用してください。

代理人使用印

印

代理人使用印を押印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

回次-物件番号	第	回	物	件	番	号
	1	—	0	8	8	8

回次番号（1ケタ）と物件番号（4ケタ）を記入

委任年月日を記入

令和8年 6月17日

委任者 法人の場合は、法人名、代表者の役職名・氏名を記入

住所 **埼玉県さいたま市中央区新都心2-1**

氏名 **関東 太郎**

電話番号 **080-XXXX-XXXX**

実印

委任者の実印
を押印

- (注) 1. 委任者の印鑑証明書（開札の時点で、発行後3ヶ月以内のもの）を必ず添付すること。
2. 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。

※ 委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要となります。

- ・日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明
- ・外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）

(注) 日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名・押印が必要となります。

よくあるご質問（Q&A）

（入札の受付に関するご質問）

- Q-1 郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。
- Q-2 過去に入手した入札関係書類を使用できますか。
- Q-3 役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出できますか。
- Q-4 複数の物件に入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。
- Q-5 入札保証金は、最低売却価格の5%ですか。
- Q-6 入札書や入札保証金提出書を書き損じてしまった場合、どうしたらよいでしょうか。
- Q-7 入札者本人に代わって、入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。
- Q-8 提出済の入札書を取下げることができますか。
- Q-9 開札の結果、不落札となった場合、入札保証金はいつ返還されますか。

（開札・開札結果に関するご質問）

- Q-10 開札会場は、誰でも入場できますか。
- Q-11 入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法を教えてください。
- Q-12 落札金額はいつ公表されますか。

（契約に関するご質問）

- Q-13 郵送による売買契約締結は可能ですか。
- Q-14 売買代金の支払方法を教えてください。
- Q-15 入札保証金・契約保証金を売買代金に充当する場合、領収証書の額面はどうなりますか。
- Q-16 売買契約締結時に、売買代金のほかに必要な費用はありますか。
- Q-17 所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能ですか。

（落札に至らなかった物件に関するご質問）

- Q-18 落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。

(入札の受付に関するご質問)	
Q-1	郵送で入札を考えていますが、入札関係書類をインターネットから入手できますか。
A-1	できません。 入札関係書類は、封筒・複写式の様式が含まれておりますので、入札関係書類の配布場所で入手してください。(最寄りの配布場所は、巻末で確認してください) 入札関係書類を郵送による配布を希望される方は、未利用国有地入札補助業務受託者(株式会社 オオバ)にお問い合わせください。(TEL:03-5931-5850)
Q-2	過去に入手した入札関係書類を使用できますか。
A-2	できません。 入札関係書類は、制度改正等により様式が変わっているため、入札の都度、関東財務局で配布する最新の様式を使用してください。
Q-3	役員一覧の代わりに法人の登記事項証明書を提出できますか。
A-3	できません。 役員一覧には、法人の登記事項証明書に記載されていない記入項目が含まれているため、必ず役員一覧を提出していただく必要があります。(7ページ参照。)
Q-4	複数の物件に入札する場合、役員一覧をコピーして使用できますか。
A-4	できます。 物件番号欄以外の部分をコピーし、物件毎に物件番号を記入し提出してください。(43ページ参照。)
Q-5	入札保証金は、最低売却価格の5%ですか。
A-5	最低売却価格の5%ではありません。 入札する金額(最低売却価格以上の金額)の5%以上(円未満切上げ)です。(5ページ参照。)
Q-6	入札書や入札保証金提出書を書き損じてしまった場合、どうしたらよいでしょうか。
A-6	新たな用紙を取り寄せて書き直してください。(5ページ参照。)
Q-7	入札者本人に代わって、入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか。
A-7	必要ありません。 法人による入札の場合に、社員の方が入札関係書類を提出する場合や開札会場へ入場する場合も委任状は必要ありません。(54ページ参照。)
Q-8	提出済の入札書を取下げることができますか。
A-8	できません。 いかなる理由であっても、提出済みの入札書は、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんので、提出前に十分検討され、入札書提出用封筒のチェックリストにより、記入内容の確認をお願いします。(7ページ参照。)
Q-9	開札の結果、不落札となった場合、入札保証金はいつ返還されますか。
A-9	開札日から概ね1週間後、指定された口座(インターネットバンキングを除く)へお返しします。(8ページ参照。)

(開札・開札結果に関するご質問)	
Q-10	開札会場は、誰でも入場できますか。
A-10	できません。 開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理の方等、関係者の方のみです。 ※開札会場の受付において、入札者名と物件番号を確認させていただきます。 (4、54ページ参照。)
Q-11	入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法を教えてください。
A-11	以下の方法により確認可能です。(いずれの方法も落札者名は公表しません。) ① 開札会場にお越しいただく方法 ② 開札日の翌開庁日以降に電話にてご確認いただく方法 ③ 開札日の翌々開庁日以降に当局のホームページにてご確認いただく方法 ④ 入札結果通知書で確認していただく方法(開札日の翌開庁日に当局から発送予定です。) (4ページ参照。)
Q-12	落札金額はいつ公表されますか。
A-12	契約後に契約金額として、原則、契約日の翌月15日頃に関東財務局のホームページにて公表します。(それ以前の照会にはお答えしておりません。)

(契約に関するご質問)	
Q-13	郵送による売買契約締結は可能ですか。
Q-13	できません。 売買契約締結と同時に売買代金全額(あるいは契約保証金)を納入していただく必要がありますので、各契約担当へお越しいただく必要があります。
Q-14	売買代金の支払方法を教えてください。
A-14	次の2通りの方法があります。なお、売買契約締結の際は、各契約担当へお越しいただくこととなります。 ① 売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法 ② 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただく方法 (11ページ参照。)
Q-15	入札保証金・契約保証金を売買代金に充当する場合、領収証書の額面はどうなりますか。
A-15	窓口等で納付していただいた金額になります。納付済の保証金を売買代金に充当する場合、国側で保証金と売買代金との差額の受領を確認してから充当します。後日、保証金を売買代金に充当した旨の通知文を国から送付し、これが領収証書に相当します。 (11ページ参照。)
Q-16	売買契約締結時に、売買代金のほかに必要な費用はありますか。
A-16	売買契約書(国保管用のもの1通)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用があります。 (10ページ参照。)
Q-17	所有権移転登記と同時に抵当権の設定登記をすることは可能ですか。
A-17	可能です。 売買契約締結の前に、各物件の契約担当へご相談ください。

(落札に至らなかった物件に関するご質問)	
Q-18	落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。
A-18	後日、「すぐに購入できる物件」として、先着順により売却申請を受け付ける予定です。 詳細は、開札日から概ね1ヶ月後に当局ホームページ等でお知らせします。 (12ページ参照。)

入札物件一覧表
(令和8年度第1回)

土地：物件番号 0001～0050

建物付土地：物件番号 0051～0053

建物付土地
(賃借人の入居あり)：物件番号 0054、0055

農地：物件番号 0056、0057

- ※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)
※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

- ※ 物件番号0056、0057は、市街化区域外に所在する登記地目が田・畑の農地です。所有権移転等にあたり、農地法第3条又は第5条の規定に基づき、それぞれ農業委員会又は都道府県知事の許可が必要です。

入札の参加にあたっては、入札関係書類として「買受適格証明書」の提出も必要です。

入札物件一覧表（令和8年度第1回）

（土地）

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目	面積(m ²)	用途地域	最低売却価格
0001	東京都新宿区新宿1-36-23 (新宿1-36街区)	宅地	49.32	商業	78,500,000円
0002	世田谷区上馬1-580-13 (上馬1-9街区)	宅地	100.72	1種低層	8,990,000円
0003	世田谷区北烏山1-868-23 (北烏山1-4街区)	宅地	51.27	準住居	30,700,000円
0004	北区西ヶ原3-37-29 (西ヶ原3-37街区)	宅地	84.01	1種中高層	8,260,000円
0005	練馬区田柄4-6550-2 外1筆 (田柄4-13街区)	畑	81.99	1種低層	34,500,000円
0006	練馬区谷原6-1297-2 (谷原6-24街区)	畑	72.46	1種住居	27,200,000円
0007	八王子市川口町1795-1 ()	畑	1,008.01	1種低層	26,900,000円
0008	武蔵野市御殿山1-2745-5 (御殿山1-7街区)	宅地	313.47	近隣商業 1種住居	251,000,000円
0009	町田市森野6-433-2 ()	畑	299.06	1種低層	5,870,000円
0010	小金井市本町4-2621 外3筆 (本町4-12街区)	宅地 外	3,861.05	1種低層	930,000,000円
0011	神奈川県横浜市旭区川島町字猪子山3087-1 ()	畑	904.01	市街化 調整区域	485,000円
0012	横浜市都筑区川向町字北耕地1042-1 ()	田	274.94	工業	9,160,000円
0013	川崎市多摩区枅形6-4524-2 外1筆 (枅形6-1街区)	山林	4,800.81	1種中高層 1種住居	168,000,000円
0014	逗子市沼間1-30 ()	畑	620.71	1種中高層	5,150,000円
0015	埼玉県川口市戸塚南1-2-16 (戸塚南1-2街区)	畑	317.45	1種中高層	65,100,000円

※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

入札物件一覧表（令和8年度第1回）

（土地）

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目	面積(m ²)	用途地域	最低売却価格
0016	埼玉県川口市戸塚南1-3-6 (戸塚南1-3街区)	畑	376.28	1種中高層	72,800,000円
0017	蕨市錦町3-613-1 (仮換地 115-1街区9画地) (錦町3-2街区)	宅地	115.46 (仮換地109)	準住居	34,700,000円
0018	入間市高倉5-462-24 (高倉5-3街区)	宅地	255.14	1種中高層	23,500,000円
0019	桶川市上日出谷南1-24-13 ()	雑種地	647.05	1種住居 1種低層	41,500,000円
0020	千葉県千葉市中央区川戸町363-3 ()	宅地	165.05	1種低層	9,840,000円
0021	千葉市中央区道場南2-241-8 外1筆 (道場南2-15街区)	宅地	132.63 29.08×1/3	2種住居 1種住居	9,430,000円
0022	千葉市若葉区上泉町1035 ()	宅地	618.32	市街化 調整区域	8,530,000円
0023	船橋市芝山3-1055-59 (仮換地 49街区2画地) (芝山3-13街区)	畑	3,128.00 (仮換地2,070)	1種中高層	390,000,000円
0024	鎌ヶ谷市富岡3-1703-11 外6筆 (富岡3-18街区)	宅地	805.40	1種住居 1種低層	42,500,000円
0025	印旛郡酒々井町下岩橋字今林266-3 ()	山林	784.38	1種低層	2,160,000円
0026	茨城県水戸市梅香1-246 (梅香1-1街区)	宅地	1,250.36	2種住居	74,100,000円
0027	鹿嶋市大字荒井字前601-5 ()	宅地	551.77	市街化 調整区域	921,000円
0028	栃木県宇都宮市徳次郎町字高原7-8 ()	山林	436.25	市街化 調整区域	1,110,000円
0029	日光市森友字橋場686-5 外5筆 ()	田 外	1,895.50	準工業 指定なし	4,060,000円
0030	小山市大字大行寺字上川原1016-21 ()	宅地	291.97	1種住居	5,690,000円

※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

入札物件一覧表（令和8年度第1回）

（土地）

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目	面積(m ²)	用途地域	最低売却価格
0031	栃木県那須塩原市新朝日63-3 外3筆 (新朝日1街区)	宅地	1,068.06	準工業	12,500,000円
0032	群馬県前橋市朝日町1-7-16 (朝日町1-7街区)	宅地	131.05	1種住居	7,120,000円
0033	藤岡市立石字中川原523-1 外2筆 (仮換地 44-2街区1画地) (仮換地685)	田	1,082.14 (仮換地685)	近隣商業	14,900,000円
0034	安中市郷原字塩ノ窪53-9 ()	宅地	439.73	都市計画 区域内 (非線引)	2,010,000円
0035	山梨県韭崎市中田町中條字後地1449-2 外1筆 ()	雑種地	665.36	都市計画・ 準都市計画 区域外	467,000円
0036	北杜市高根町上黒沢字中久保1186-1 外1筆 ()	宅地	467.28	都市計画・ 準都市計画 区域外	922,000円
0037	甲斐市大久保字村東1400-4 ()	宅地	205.87	1種低層	3,690,000円
0038	笛吹市春日居町寺本字神東242-2 外1筆 ()	雑種地	832.36	都市計画 区域内 (非線引)	4,570,000円
0039	中巨摩郡昭和町押越字中川瀬2021-2 ()	宅地	191.59	1種住居 2種中高層	8,440,000円
0040	新潟県柏崎市栄町2131-12 (栄町18街区)	宅地	328.28	1種中高層	5,100,000円
0041	村上市二之町790-7 (二之町4街区)	宅地	808.90	1種低層	8,760,000円
0042	阿賀野市粕島字野中338-2 ()	山林	169.56	都市計画 区域内 (非線引)	890,000円
0043	南魚沼市美佐島字細田93-2 ()	田	422.58	1種住居	2,880,000円
0044	長野県長野市松代町西条字筒井3514-2 ()	宅地	551.59	市街化 調整区域	1,510,000円
0045	飯田市曙町132-2 ()	宅地	184.98	1種住居	720,000円

※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

入札物件一覧表（令和8年度第1回）

（ 土 地 ）

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目	面積 (㎡)	用途地域	最低売却価格
0046	長野県小諸市田町2-307-5 (田 町 2 - 7 街 区)	宅地	274.30	1種中高層	3,650,000円
0047	佐久市下越字上川原207-13 (-)	宅地	391.75	1種住居 近隣商業	4,050,000円
0048	千曲市大字上徳間字十夜河原2434-1 (-)	宅地	146.03	2種中高層	3,590,000円
0049	木曾郡上松町大字上松188-81 (-)	宅地	287.17	1種住居	1,990,000円
0050	木曾郡玉滝村2471-8 (-)	宅地	723.28	都市計画・ 準都市計画 区域外	1,730,000円

※ この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第1種低層住居専用地域……………1種低層
 第2種低層住居専用地域……………2種低層
 第1種中高層住居専用地域……………1種中高層
 第2種中高層住居専用地域……………2種中高層
 第1種住居地域……………1種住居
 第2種住居地域……………2種住居
 準住居地域……………準住居

田園住居地域……………田園住居
 準工業地域……………準工業
 工業地域……………工業
 工業専用地域……………工業専用
 商業地域……………商業
 近隣商業地域……………近隣商業

※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

入札物件一覧表（令和8年度第1回）

（建物付土地）

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目	構造	土地面積(m ²)	最低売却価格(税込)
		種類		建築面積(m ²)	
0051	千葉県柏市宿連寺字南原 223-2 外11筆 ()	宅地	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5階建 外	15,421.84	382,000,000円
		建物 (寄宿舍) 外5棟		<u>495.49</u> 2,477.45 外	
0052	群馬県渋川市金井字発京 1242-1 外1筆 ()	宅地	鉄骨造 フッ素樹脂鋼板横ぶき 2階建 外	2,596.36	7,000,000円
		建物 (事務所建) 外1棟		<u>170.67</u> 314.42 外	
0053	新潟県新潟市西区小針南台 1578-22 外2筆 (小針南台5-35)	宅地	木造 セメント瓦ぶき 2階建	172.92	6,900,000円
		建物 (居宅) 外1棟		<u>40.53</u> 63.68 外	

※ 建物付物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)

※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

入札物件一覧表（令和8年度第1回）

（建物付土地（賃借人の入居あり））

物件番号	所在地 (住居表示)	登記地目	構造	土地面積(m ²)	最低売却価格(税込)
		種類		建築面積(m ²)	
0054	千葉県船橋市二宮1-817-23 (二宮1-48-12)	宅地	木造 スレートぶき 2階建	183.42	19,666,600円
		建物 (共同住宅)		83.43 166.86	
0055	八千代市勝田台 7-14-18 外1筆 ()	宅地	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建	347.93	38,623,000円
		建物 (共同住宅)		161.60 323.20	

※ 建物付物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

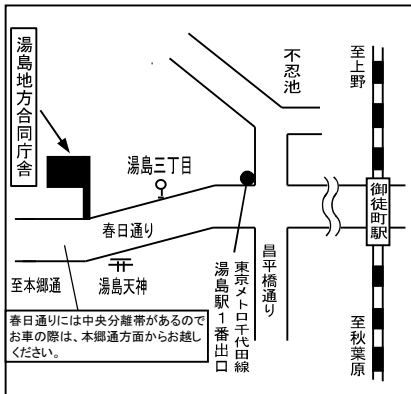
- ※ 入札保証金は、**入札金額の5%以上**です。(最低売却価格の5%以上ではありません。)
- ※ 物件に関する登記地目、登記数量、建蔽率、容積率、工作物・立木竹の有無などの詳細事項は、ホームページに掲載されている物件調書を確認してください。

地域別契約担当一覽

物件地域	契約担当課（官）	連絡先	物件番号
東京都	東京財務事務所 （第2）統括国有財産管理官	TEL 03 (5842) 7021	0001
	東京財務事務所 （第3）統括国有財産管理官	TEL 03 (5842) 7022	0005、0006
	東京財務事務所 （第4）統括国有財産管理官	TEL 03 (5842) 7023	0004
	東京財務事務所 （第5）統括国有財産管理官	TEL 03 (5842) 7024	0002、0003
	東京財務事務所 立川出張所 （第1）統括国有財産管理官	TEL 042 (524) 2196	0008、0010
	東京財務事務所 立川出張所 （第2）統括国有財産管理官	TEL 042 (524) 2197	0007、0009
神奈川県	横浜財務事務所 （第3）統括国有財産管理官	TEL 045 (681) 0937	0011～0013
	横須賀出張所 統括国有財産管理官	TEL 046 (823) 1048	0014
埼玉県	関東財務局 管財第2部 （第5）統括国有財産管理官	TEL 048 (600) 1187	0015～0019、0056
千葉県	千葉財務事務所 （第1）統括国有財産管理官	TEL 043 (251) 7814	0020～0022
	千葉財務事務所 （第2）統括国有財産管理官	TEL 043 (251) 7815	0055
	千葉財務事務所 （第3）統括国有財産管理官	TEL 043 (251) 7816	0023～0025、0054
	千葉財務事務所 （第4）統括国有財産管理官	TEL 043 (251) 7817	0051
茨城県	水戸財務事務所 統括国有財産管理官	TEL 029 (277) 2504	0026、0027、0057
栃木県	宇都宮財務事務所 統括国有財産管理官	TEL 028 (346) 6304	0028～0031
群馬県	前橋財務事務所 管財課	TEL 027 (896) 2920	0032～0034、0052
山梨県	甲府財務事務所 管財課	TEL 055 (206) 0349	0035～0039
新潟県	新潟財務事務所 管財課	TEL 025 (281) 7506	0040～0043、0053
長野県	長野財務事務所 管財課	TEL 026 (234) 5126	0044～0050

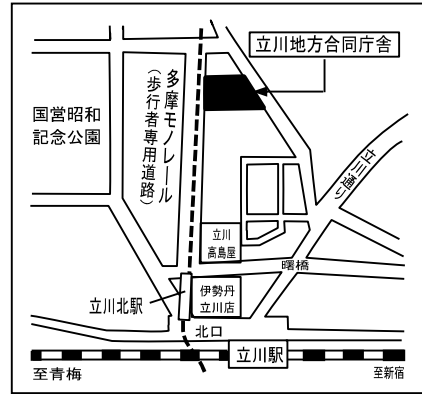
財務事務所・出張所等の所在地（入札関係書類配布・資料閲覧場所）

東京財務事務所



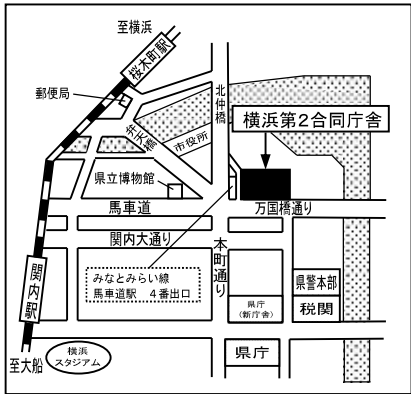
〒113-8553
 東京都文京区湯島4-6-15
 湯島地方合同庁舎
 TEL 03-5842-7018（管財第1課）

立川出張所



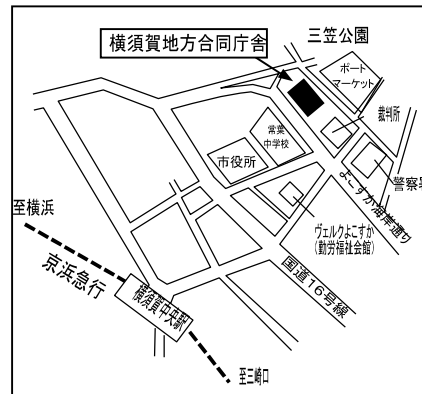
〒190-8575
 東京都立川市緑町4-2
 立川地方合同庁舎
 TEL 042-524-2195（管財課）

横浜財務事務所



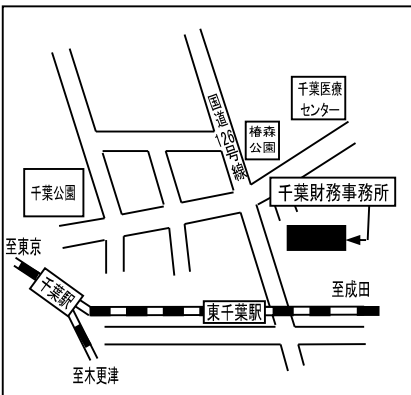
〒231-8412
 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
 横浜第2合同庁舎
 TEL 045-681-0934（管財課）

横須賀出張所



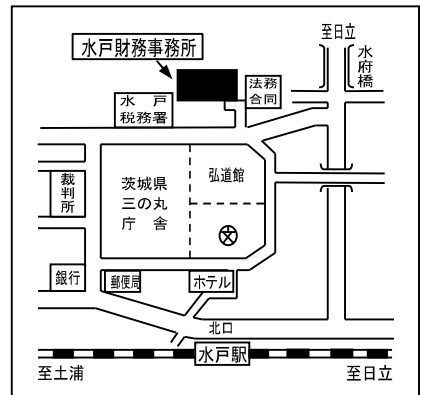
〒238-8535
 神奈川県横須賀市新港町1-8
 横須賀地方合同庁舎
 TEL 046-823-1047（管財課）

千葉財務事務所



〒260-8607
 千葉県千葉市中央区椿森5-6-1
 TEL 043-251-7215（管財課）

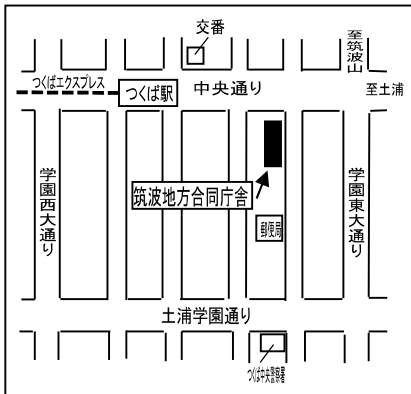
水戸財務事務所



〒310-8566
 茨城県水戸市北見町1-4
 TEL 029-277-2046（管財課）

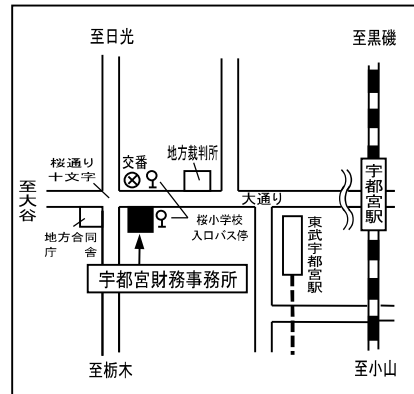
※ 関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(入札担当)においても、入札関係書類の配布及び資料の閲覧を行っております。(最終頁案内図の合同庁舎1号館14階へお越しください。)

筑波出張所



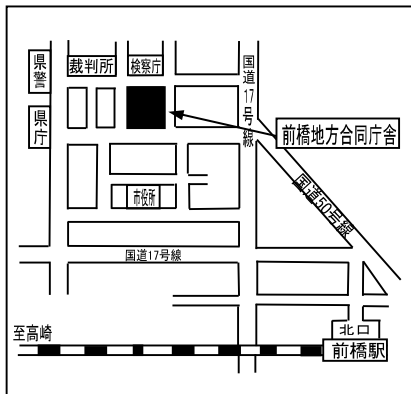
〒305-0031
茨城県つくば市吾妻1-12-1
筑波地方合同庁舎
TEL 029-851-2160 (代)

宇都宮財務事務所



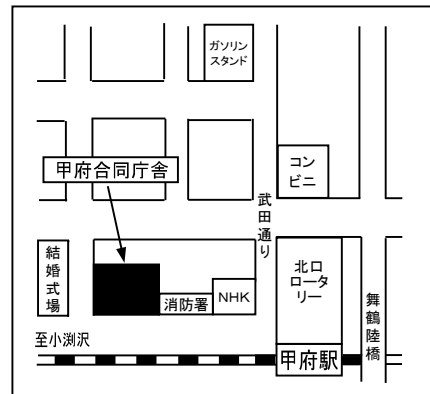
〒320-8532
栃木県宇都宮市桜3-1-10
TEL 028-346-6303 (管財課)

前橋財務事務所



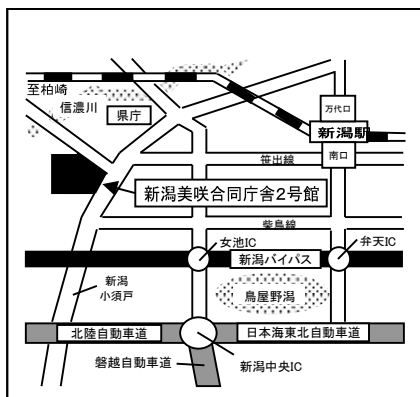
〒371-0026
群馬県前橋市大手町2-3-1
前橋地方合同庁舎
TEL 027-896-2920 (管財課)

甲府財務事務所



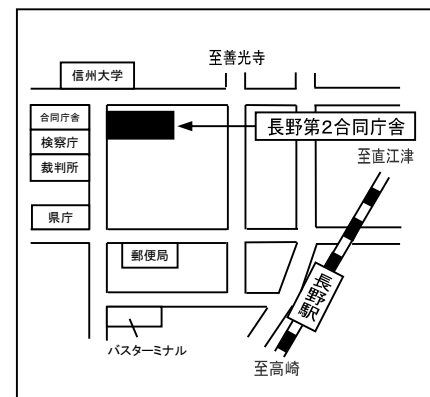
〒400-0031
山梨県甲府市丸の内1-1-18
甲府合同庁舎
TEL 055-206-0349 (管財課)

新潟財務事務所



〒950-8623
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
新潟美咲合同庁舎2号館
TEL 025-281-7506 (管財課)

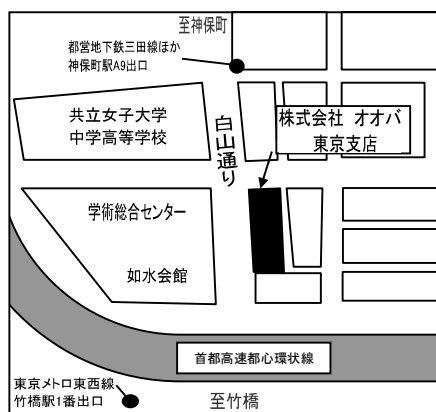
長野財務事務所



〒380-0846
長野県長野市旭町1108
長野第2合同庁舎
TEL 026-234-5126 (管財課)

※ 関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(入札担当)においても、入札関係書類の配布及び資料の閲覧を行っております。(最終頁案内図の合同庁舎1号館14階へお越しください。)

関東財務局未利用国有地入札補助業務受託者
株式会社 オオバ 東京支店



〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-7-1

興和一橋ビル12階

TEL 03-5931-5850 (土木管財部)

※ 関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(入札担当)においても、入札関係書類の配布及び資料の閲覧を行っております。(最終頁案内図の合同庁舎1号館14階へお越してください。)



国有財産物件情報

メールマガジン配信サービス



財務省では全国の財務局等の国有財産物件情報をお届けするメールマガジンを発行しております。

国有地の売却・貸付情報や架空の取引話に関する注意喚起情報等をお知りになりたい方は、便利な国有財産物件情報メールマガジンをご利用ください。

メールマガジンは、以下のサイトのメールマガジンコーナーから登録・変更等ができます。

◆ 国有財産情報公開システムホームページアドレス

<https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>



左の二次元コードを読み取るとスマートフォン等からアクセスできます。

◆ 配信情報

- ◎ 一般競争入札情報、開札結果
- 公用・公共用の取得等要望の受付開始情報
- 一時貸付の募集
- 事業用定期借地による貸付募集
- その他国有地に関する重要なお知らせ
(国有地の取得に関する架空話に対する注意喚起等)

国有地の取得に関する 架空話（うまい話）にご注意ください。

近時、国有地の取得に関する架空話が多数発生しています。

国有地は、原則として一般競争入札で売却します。財務省の職員が、個別に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは、一切ありません。

《ケースA》国との信頼関係を装い、国有地の購入ができるような話を持ちかける。

「〇〇市の国有地が近く入札にかけられる。財務省の△△と懇意にしている私が関与・仲介すれば、あなたの土地として必ず取得できるので、手付金をお預かりしたい。」

《ケースB》いったん入札にかけた物件を、随意契約できるかのような話を持ちかける。

「国有地を1日だけ入札公告し、直ちに国が取り下げ、落札しなかった物件として随意契約できる協定を財務省と結んでいる。事前に手付金や手数料を払ってほしい。」

ここにあげたものは、あくまでその一例であり、手口は年々巧妙化しています。

国有地の売却情報については、下記の財務省財務局ホームページをご確認ください。また、少しでも不審な点があれば、財務局・財務事務所（出張所）へ、すぐにご連絡・ご相談ください。

財務省財務局ホームページ

<https://lfb.mof.go.jp/index.html>

【国有地の購入を検討されている方へ】 すぐに購入できる物件のご案内 (令和7年度第2回)

すぐに購入できる物件とは

売払申請書を**先着順**で提出された方1名様に限り、国が公表する売却価格にて、国有財産をご購入いただくものです。

受付期間・申請方法等



売払申請書受付期間:

令和8年 4月8日(水)～令和8年 10月14日(水)

申請方法: 下記問い合わせ先まで
持参又は郵送(簡易書留)

宅地建物取引業者の媒介を利用した申請も可能です。

- 売買物件や申込手続き等の詳細については
下記の関東財務局ホームページでご確認いただけます。



財務局  関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官 (入札担当)

お問い合わせ先

☎048-600-1177

関東財務局(すぐに購入できる物件)
のホームページ

([https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/
pagekthp00300005_00003.html](https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/pagekthp00300005_00003.html))



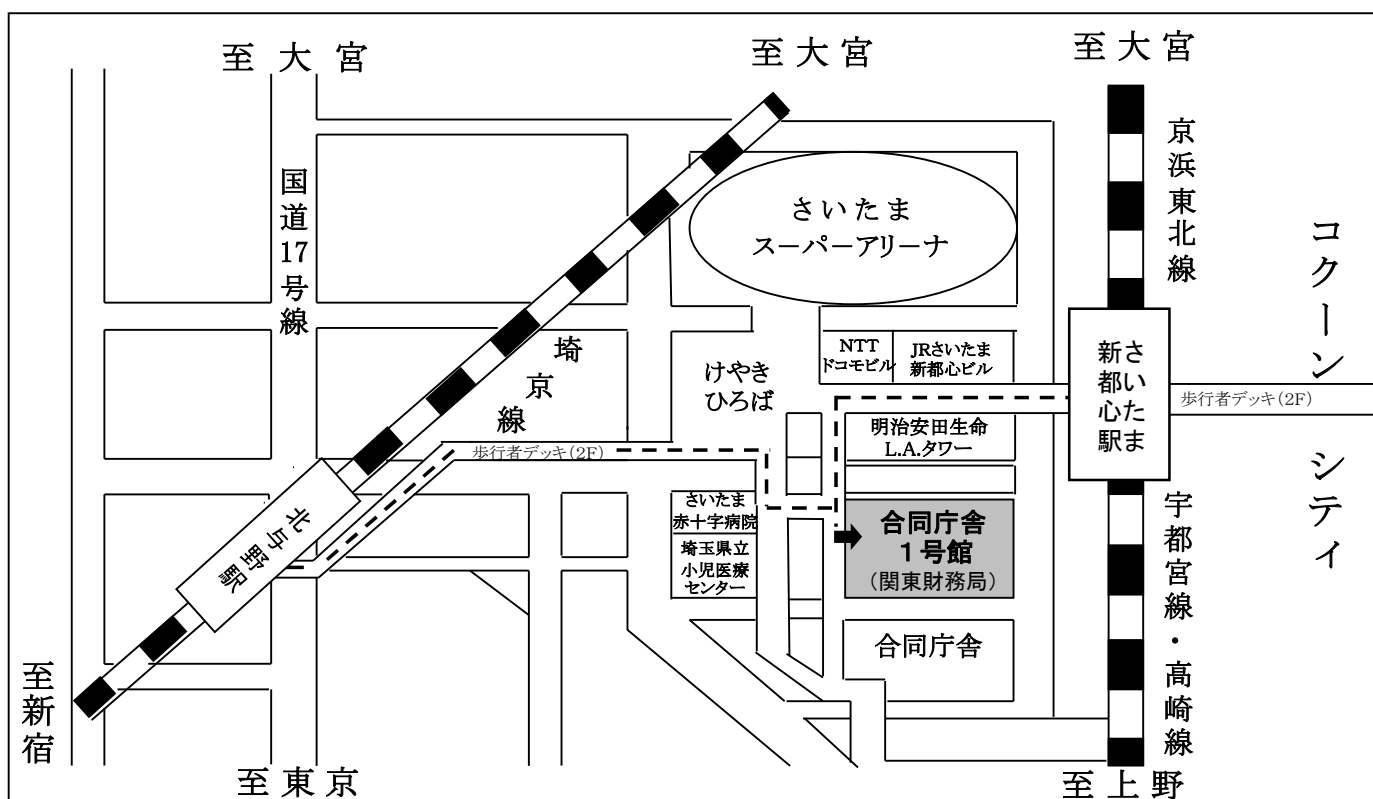
開札会場案内図

○物件番号0001～0055

日時 令和8年7月22日(水曜日) 午前10時00分から
場所 さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

○物件番号0056、0057(農地)

日時 令和8年10月20日(火曜日) 午前10時00分から
場所 さいたま新都心合同庁舎1号館 18階 大会議室
(会場受付にて、入札者名及び物件番号の確認を行います。)



<交通のご案内>

JR京浜東北線
JR宇都宮線・高崎線(上野東京ライン)(快速通過)
「さいたま新都心駅」下車 徒歩5分
湘南新宿ラインでは、通過駅となります。
JR埼京線
「北与野駅」下車 徒歩10分

<問合せ先>

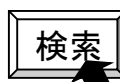
〒330-9716
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館14階
関東財務局 管財第2部
統括国有財産管理官(入札担当)
TEL 048-600-1177(ダイヤルイン)

▼ 入札書の受付終了日までは、下記二次元コードから売却物件の詳細情報や物件の写真を
ご覧頂くことができます。

○現在公示中の一般競争入札物件(売却): 財務省関東財務局
https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/mokuji_00001.htm



関東財務局 入札 公示中



で検索できます。